

長崎地名考

舊蹟之部

15
254

東 京 圖 書 館				
三	二	一		
冊	五	五		
號	四	函	類	門

長崎地名考下卷目錄

諸役所

長崎町建内町外町名稱

堀三ノ堀

長崎公領起

御高札場

烽火山番所

舟手番所

奉行役所

煙硝藏

米倉

銅吹所

倉田分水

人參座

長崎會所



波戶場

西泊戶町番所

港番所

目附屋敷

御用物藏

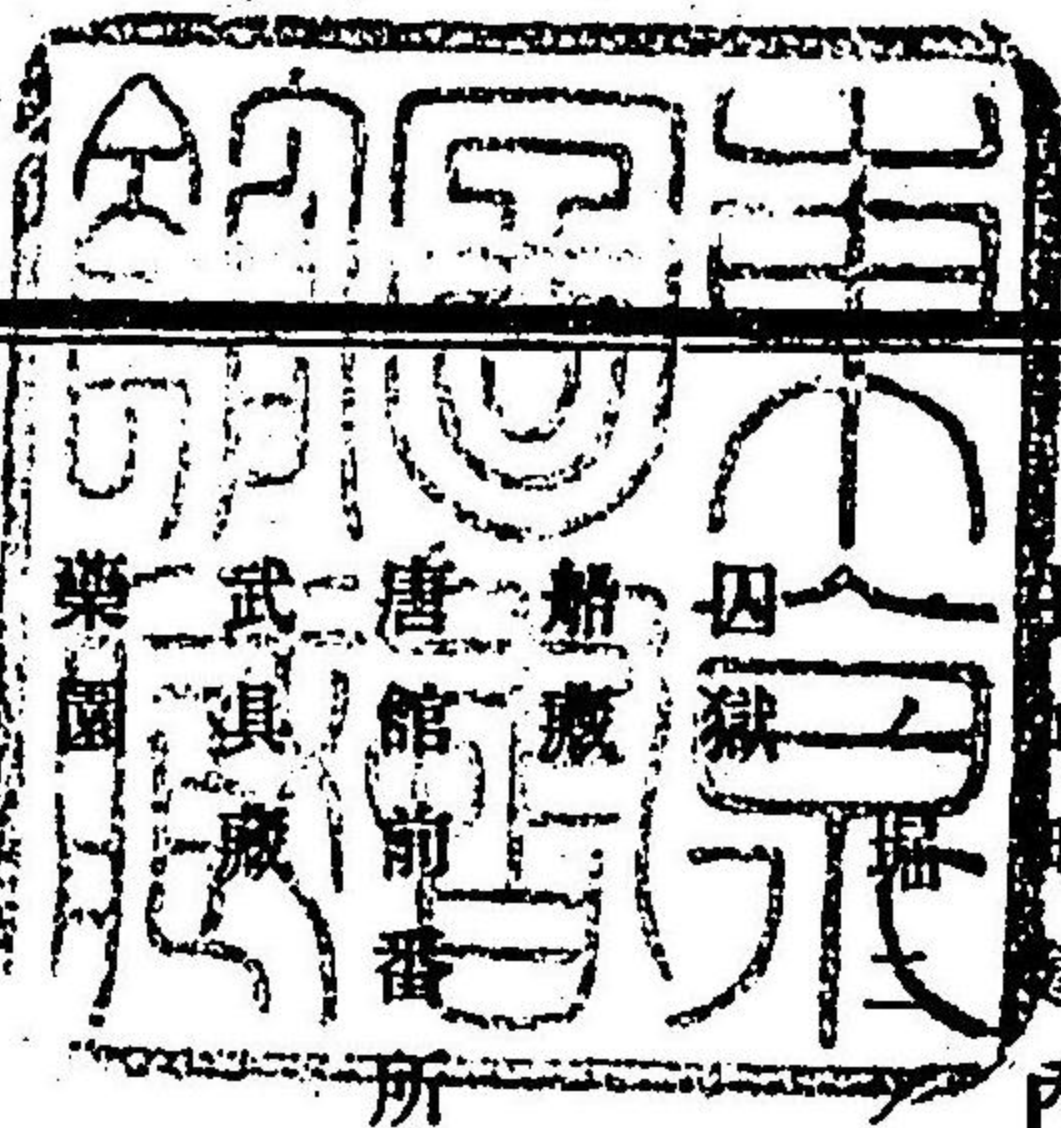
俵物役所

石鐵番所

蜜漬屋敷

龍腦座

唐館



普請方屋敷
鑄錢所
銀座屋敷
砂糖會所

時鐘
朱座
市法會所

長崎地名考

目錄

長崎氏藏版

新地

出島

唐船居場

井上筑後守屋敷

寺澤志摩守屋敷

勝山左近屋敷

松倉豊後守屋敷

有馬修理大夫屋敷

高力左近將監屋敷

舊蹟及祠堂墓所

水本城

戸屋城

野母城山

軍用堤

玉園坊墓

金重院墓

雪山人墓

渤海氏墓

徐敬雲墓

穎川入徳墓

馮六墓

俊寛墓

鎮懷石

森崎

巖屋崎

水瀬戸

唐金塔

元日櫻

櫻谷寺花

梅香谷

櫻谷

時雨櫻

芭蕉翁塋

發句塚并花見塚扇塚

合戰場

茂木浦

草積夫人祠

塔ノ尾

月見臺

立岩

道榮濱

幸天祠

桑姫墓

昭威君祠

ヒン嶼

鹿解川

上ノ巷下ノ巷

上ノ門下ノ門

切支丹寺

益田四郎屋敷

本皮屋町

本乞食居所

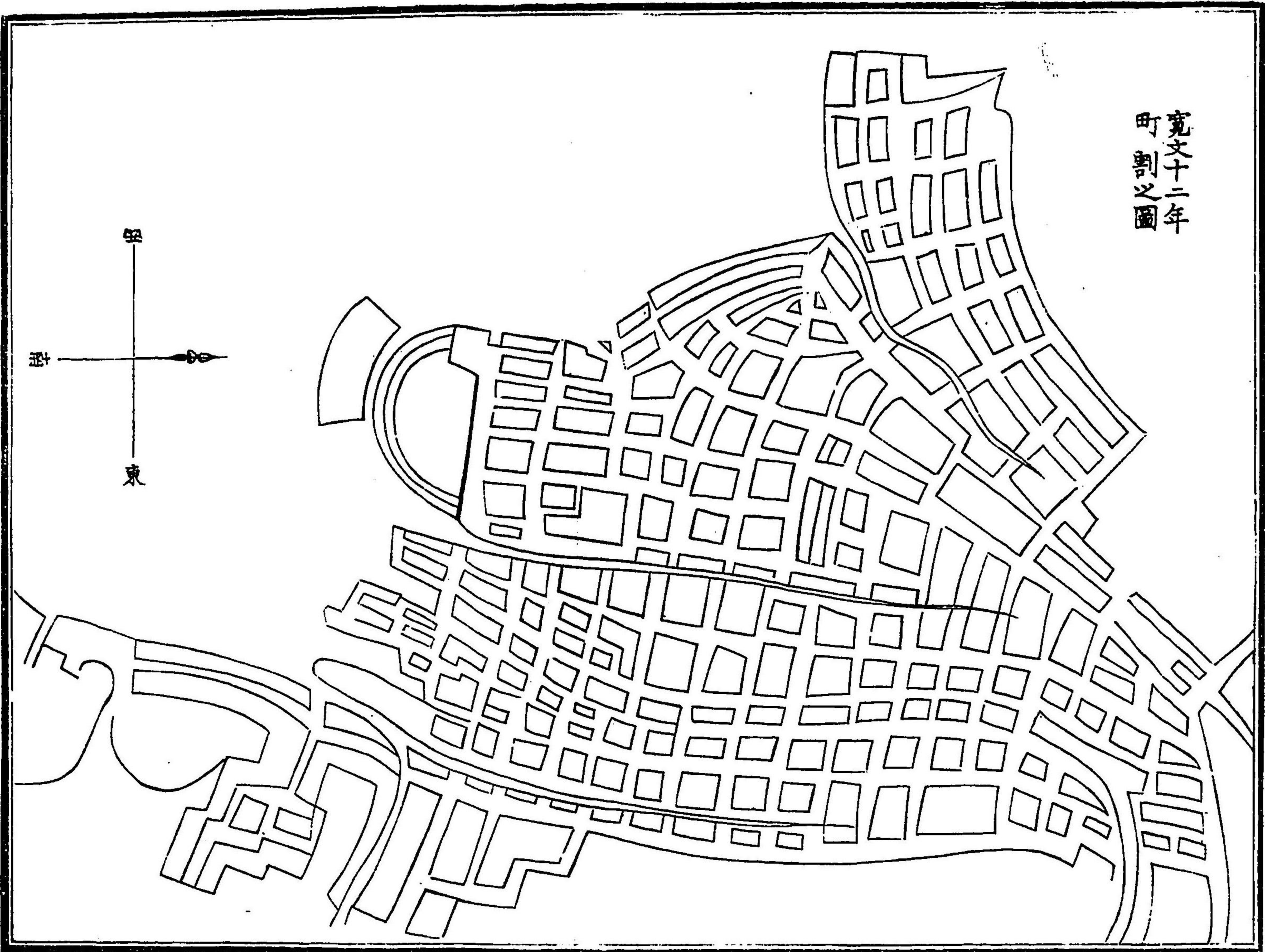
火葬場

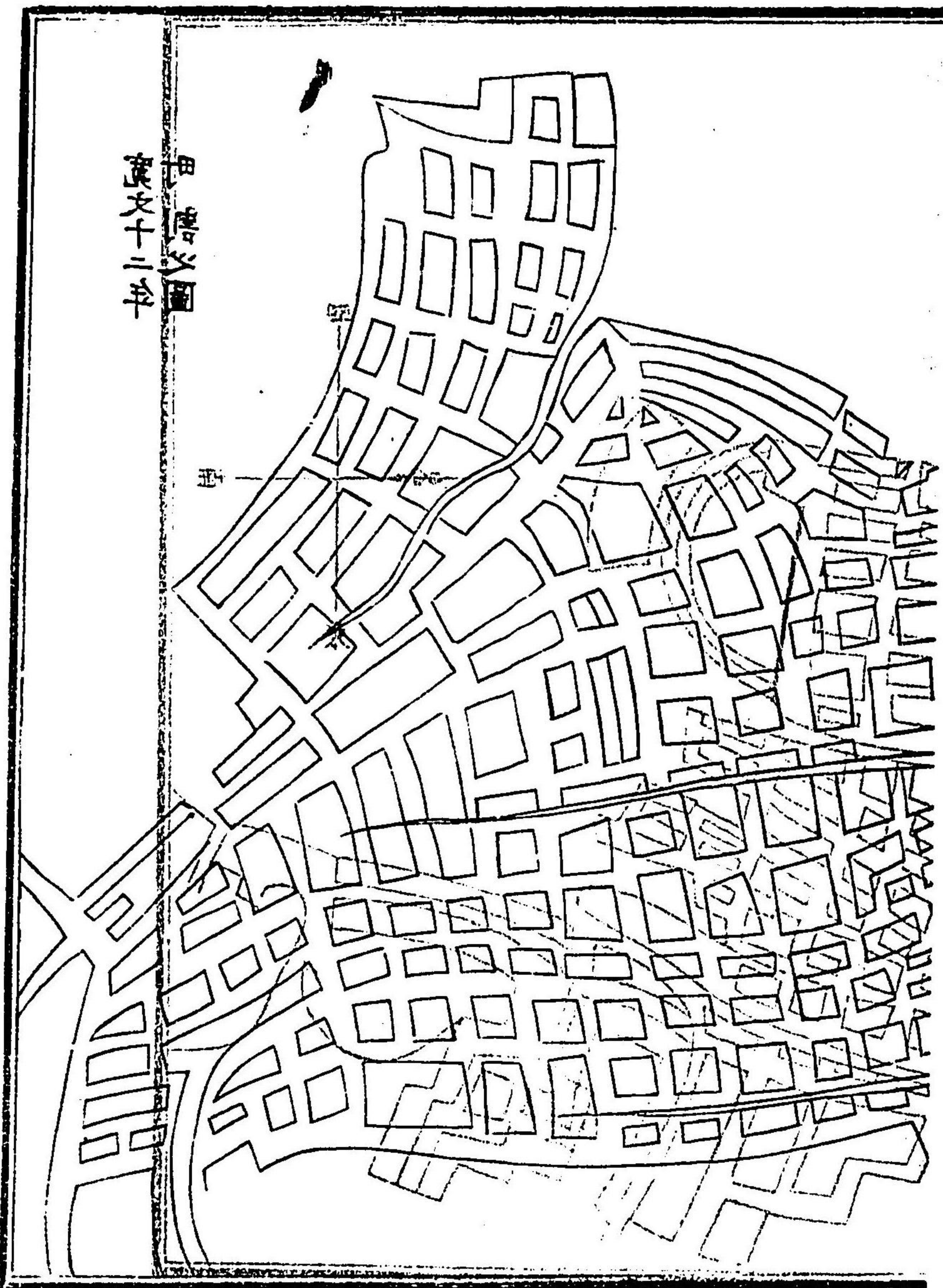
死罪場

傾城町

以上九十五條

寛文十二年
町割之圖





長崎地名考下之卷

舊蹟部

長崎 香月薰平著

諸役所

長崎町建井内町外町名稱

元龜元年南蠻船壹艘始て當港に入津し商賣の事を願ふ是より續て年毎に渡來す此趣近國の商人傳聞し來り集る者多し然りと雖も旅人の宿泊すへき家なければ同國の者共一所に集り小屋を補ひ住す同一年長崎領主大村理專高來郡領主有馬修理太夫義純と申し合せ地割して六町の町を建る即島原町(今萬歲町と云)大村町平戸町外浦町文知町横瀬浦町也(文知町は平戸町に構これ長崎町建の始也此町々にて重立たる諸國浪人之内高木勘右衛門高島了悦町田宗賀後藤惣太郎を所の頭人と定む此後天正十六年右町々

地租御免除之御朱印豊臣家より下し賜ふ其後文祿年中まで貳拾
 貳町を建外に島原町大村町平戸町外浦町の四町を合し以上廿六
 町を長崎内町と稱し俱に地租御免除頭人四人を長崎町年寄と役
 名御改異國渡海御赦免也徳川家之治世に移り慶長年中迄又四拾
 町を建然るに寛文十二年右四拾町之内大町と稱する町々より訴
 訟して一町を貳ツ三ツに割新に拾壹町を割出す合して五拾壹町
 是を長崎外町と稱す此町には地租上納被仰付代官村山東菴之を
 支配す後に末次平藏之に代る後又常行司役薬師寺久左衛門福田
 傳兵衛久松半左衛門之に代り支配す元祿十二年幕府の命有之是
 迄長崎内町外町之名稱を止め一統とし地下人に被下配分金平等
 の割符被仰付此時常行司役三人を町年寄に被仰付町年寄六人と
 御定め長崎總中支配被仰付天正十六年五月長崎内町中へ地租御
 免除御判物豊臣家より下し賜はる

長崎公領起

長崎公領起
 文中日藏用
 地租御免除之御朱印豊臣家より下し賜ふ其後文祿年中まで貳拾
 貳町を建外に島原町大村町平戸町外浦町の四町を合し以上廿六
 町を長崎内町と稱し俱に地租御免除頭人四人を長崎町年寄と役
 名御改異國渡海御赦免也徳川家之治世に移り慶長年中迄又四拾
 町を建然るに寛文十二年右四拾町之内大町と稱する町々より訴
 訟して一町を貳ツ三ツに割新に拾壹町を割出す合して五拾壹町
 是を長崎外町と稱す此町には地租上納被仰付代官村山東菴之を
 支配す後に末次平藏之に代る後又常行司役薬師寺久左衛門福田
 傳兵衛久松半左衛門之に代り支配す元祿十二年幕府の命有之是
 迄長崎内町外町之名稱を止め一統とし地下人に被下配分金平等
 の割符被仰付此時常行司役三人を町年寄に被仰付町年寄六人と
 御定め長崎總中支配被仰付天正十六年五月長崎内町中へ地租御
 免除御判物豊臣家より下し賜はる

定

七海

一 南西諸島に於ては、
海軍に於ては、

一 力に於ては、
海軍に於ては、

一 海軍に於ては、
海軍に於ては、

一 海軍に於ては、
海軍に於ては、

一 海軍に於ては、
海軍に於ては、

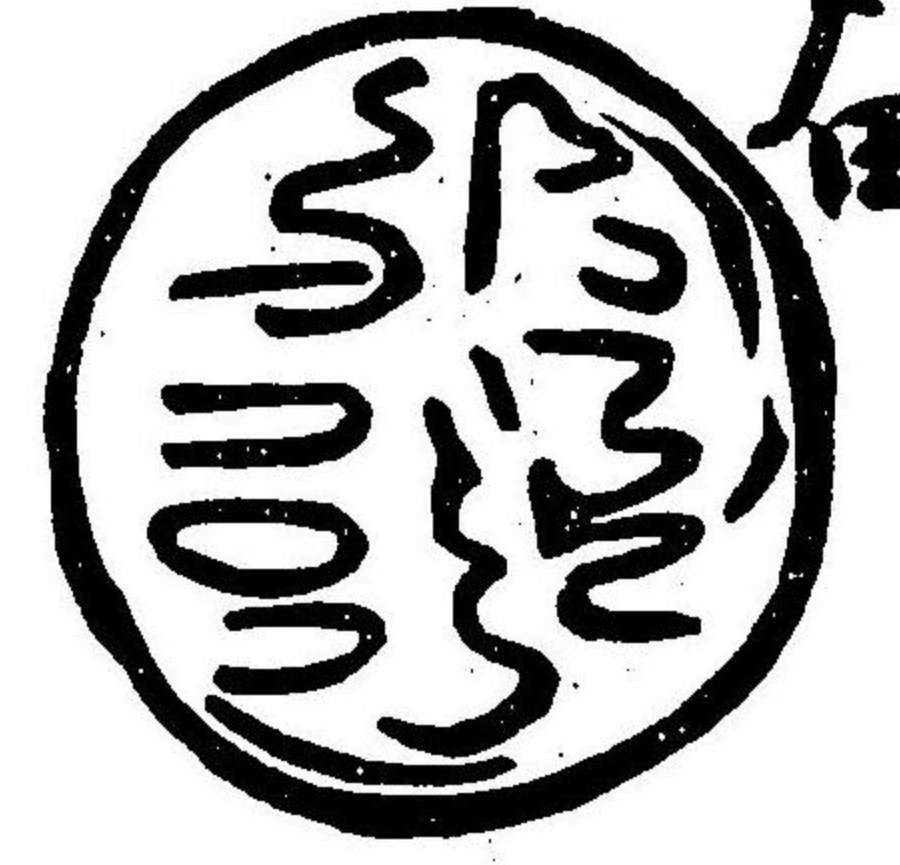
一 海軍に於ては、
海軍に於ては、

海軍に於ては

海軍に於ては

海軍に於ては

長江千里船如
出之亦少一
海高者并南津
地子之甲已成
師多除早一
清坐浮西少
反戶怕之也



五月十日
五月十日

長江

舟中

道仙接天正
 十年有馬大
 村二侯ノ姻
 順中浦原ノ
 二氏僕各二
 人總テ六人
 切支丹ノ教
 法ヲ基ヒ四
 班牙及口羅
 瑪ニ赴キ大
 ヒニ彼實人
 ノ敬禮保護
 ナ學フシ天
 正十八年ニ
 長崎港ニ歸
 リシノ蘭人
 ノ日本紀行
 中ニ載セシ
 ナ以テ推考
 スレバ當時
 長崎一港切
 支丹ノ領地
 トナリシヲ
 怪ムニ足ラ
 サルナリ

長崎の地は邑主長崎甚左衛門頼純先祖長崎小太郎より拾貳代當
 に到る其趾大村領主大村理專代りて長崎領主となる元龜元年南
 蠻船始めて當港に渡來し通商を願ひ是より年々渡海す然るに蠻
 人等通商を名とし切支丹邪宗門を里民に勸む後には里民も大に
 これを信し心を傾け彼等の下知に隨ひ古昔より祭祀する處の神
 社佛寺を破却し或は燒亡し剩へ領主大村理專に迫り此地を切支
 丹寺領に押領し年月を経るに隨ひ惡意日々に増長す此趣豊臣殿
 下の上聞に達し其非儀を怒らせ給ひ天正十六年上使藤堂佐渡守
 寺澤志摩守を差下され長崎の地を公領に召上られ切支丹邪僧を
 本國に逐却け邪宗門嚴禁被仰出（永祿元年より天正十五年迄大村理專
 島飛彈守を御代官に被任長崎の地を御預被成れける御公領に被
 召上

地に住す永祿元年長崎頼純は小島備前守を討て當地を退き大村
 長崎の地は邑主長崎甚左衛門頼純先祖長崎小太郎より拾貳代當
 一ノ堀二ノ堀三ノ堀
 町（二ノ堀の跡は萬歳町本博多町境坂ノ上社の脇の坂ある處
 一ノ堀の跡は後橋町横山町の境内中町ノ下ル處今此餘今の堀
 町ハ昔小堀は後橋町横山町の境内中町ノ下ル處今此餘今の堀
 町ハ昔小堀は後橋町横山町の境内中町ノ下ル處今此餘今の堀

長崎地名考

舊蹟部

を埋め地所を築立石段を造り港内見張番所を建爰を海表口と唱ふ今は波戸場といふ慶長元年高札一申建寛永十一年九月諏訪神事始る節奉行榊原飛騨守下知に當所を永年の御旅所と定むへしと也從是毎歳八月朔日々神輿御鎮座の地を定め假に柱立し地鎮めの祭をなし竹を立注連をかけて汚穢を禁す又石段の際に鉄丸あり其説別に記す

慶長元年建高札

定

淺きは断なくして築出す事をゆるさず并怪物塵芥一切是を捨へからす若し狼の輩於有之は可爲曲事もの也

十月

囚獄

(舊建物を解き其跡今は長屋建)

囚獄は古昔より馬町に有之しを慶長五年今の櫻町に移す西の方表口九間二尺北の方櫻町四十六間四尺南の方引地町の方四十六

間東の方勝山町の方十九間也牢獄四棟にて九室第一番より九番迄外に揚り屋一室有之是は士族の罪人を置く處也構内に拷問所并斬罪場有之當所掃除は丸山町寄合町の兩町に被仰付

溜牢

(浦上山王社の向手也新街道の内に入)

溜牢は浦上村山里山王社の近傍にあり構内坪數百八十四坪二棟にして第一番より第五番迄五室有之外に湯遣ひ所一ヶ所當所は悪事を犯し長崎の者にして御仕置濟と雖も市中の人別を離れ無宿之者或は他國の者にて一端長崎の人別に加り後又無宿之者或は平日身持不宜者懲しめの爲其父母の願により留置者共へ繩筵或は竹細工等の手業をなさしめ教諭を加へ出獄の節は其者共の稼業の精不精により金錢を與へ商賣取付の資金となさしむ

烽火山番所

(烽火の竈は山上に今尙存す)

烽火山番所は寛永十五年高來郡島原邪宗門賊徒鎮靜の後御目代松平伊豆守信綱當地巡視有之長崎表之儀外國通信の要津萬一國

禁之異船渡來致す節近國諸侯へ急報の設として當山頂に兼て烽火の臺を設け置非常之節放煙の手當あるへき旨奉行榊原飛騨守馬場三郎左衛門に命し始て烽火の臺を山上に設け舊名斧山を烽火山と改む國禁外寇の舟入港せば當山上に放煙を揚げ近國諸侯に急報す此烽火を肥前諫早多羅山に受け夫より順次國々に報知す其後明和三年に止む文化五年再興數年の後又止む

高札如左

條々

- 一 遠見番無油斷可相勤之若他山におゐて不審成煙見候は早速其趣可致注進事
 - 一 於番所晝夜ども入念火之用心可相慎事
 - 一 番所に女人差置候儀堅令停止訖用事無之者寄合遊興博奕惣て賭之諸勝負一切仕間敷事
- 附公用之外百姓遺人間敷事

右條々堅可相守者也若於令違犯は急度曲事可申付もの也

辰十月

長崎 奉行

西泊戸町兩番所

西泊の方細地となる海邊の山手に煙硝藏建戸町の方人家建

西泊番所は浦上村淵西泊郷に有之寛永十八年筑前侯黒田右衛門佐忠之幕府之命を承り當所に番所を建大砲小銃其他武器を備付平常家士番頭物頭以下を勤番せしめ國禁外寇の舟入港せば擊沈むへき支度也同十九年肥前侯鍋島信濃守勝茂幕府の命を承り大浦郷戸町村に番所を建設す是より黒田鍋島の兩家隔年の勤番たり蓋西泊の方を魚鱗の陣營戸町の方を鶴翼の陣營とす是を兩番所といふ

釋 淨 起

塞門相對接蛟宮。旗影沈江勢萬虹。鷗鷺不知關吏意。從容睡着荻蘆中。

村岡重徳

層樓結構備蠻夷。當戊年々不買期。唱徹太平歌一曲。坐看天堦限方睡。

道仙曰第二句有殿字

相對屯營東與西。千章松樹影高低。依山况設長江險。豈有虜軍動鼓鼙。

僧 圓 忠

粉壁丹甍襯綠松。旗鎗戟閃雲龍。森々武備昇平日。畏服殊方蠻豹兇。

寬政七年防守長崎戶町營四月十一日停船于水浦向曉郭

公飛鳴過舟上忽催羈旅之情俄思故鄉之故慨然歎息遂作

田邊方業

霍公鳥我故鄉耳聲立波水能浦曲爾阿利登告乞

理乃浦能入江清奈留梶乃音能止時毛奈志吾戀良久波

この湊はあらぬ國々の舟も入來るところにてこゝかし

この山にさるかたのまもりいといかめしくまうけたる

をみて 羽田利躬

船藏 (今は紡績所となる) えみしらもおちをのゝかひ遠近の山のかためをみたしましかは

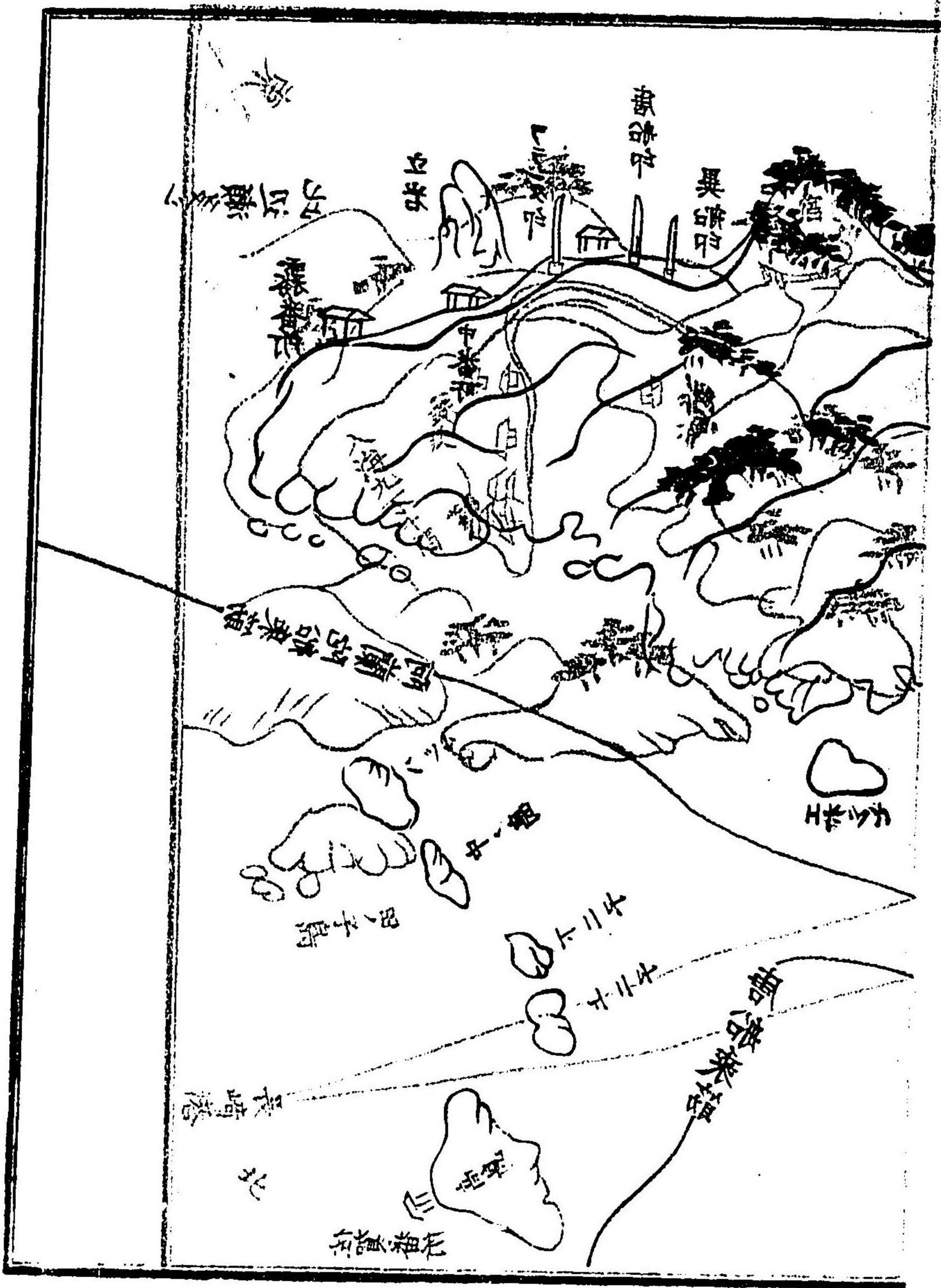
船藏は馬込郷の濱邊にあり慶安元年筑前侯黒田忠之幕府の命を承り船藏三棟を建設す是より壽き正保四年肥前唐津城主寺澤兵庫頭所有之船孔雀丸龍王丸雲龍丸鷲丸無名丸の五艘生駒登岐守所有獅子王丸長崎代官末次平藏所有麒麟丸外一艘都て官物となる此外當地にて打建たる入子船健行丸静海丸等非常船手の備として圍込に相成船頭役二人水夫十人抱入船役事を司しむ

○官船廠

太田南畝

西坂斜通沿海區。晚菘霜菊路崎嶇。此中長有官船廠。蓋海飛雲列軸。砲臺(女神砲臺の地所建所跡)

砲臺は承應二年平戸侯松浦肥前守幕府の命を承り港内外に砲臺を建設す第一砲臺太田尾第二女神第三神島第四白崎第五高銚第六長刀島第七蔭ノ尾七箇所也國禁外寇の船來らば撃沈むへき支度也各所より大砲及武器を備付る是を古砲臺といふ其後文化五年女神高銚神崎蔭ノ尾に砲臺増築す是を新砲臺と號す同六年四月



は於聖福寺早鐘を撞来りしを止る右合圖打之外平常近浦の商船漁船荷船等大川内出入を監守し其時々船主より断出川内を通船す都て川内の取締をなす處也

唐館前番所

(今は人家となる)

唐館前番所は文政三年六月大村侯大村上總介幕府の命を承り建設す當所は在館唐人出入元取締を専らとし或は長崎表市中取締をなす兼て家士數名勤番す同六年長崎表警衛之儀如従前番所詰方被差止以後舟番町司役は是に代り勤番被仰付

野母小瀬戸遠見所

(各所遠見臺山野となる)

野母遠見所は同村權現山にあり寛永十五年松平信綱當地巡視之節當港へ國禁之外船渡來は勿論唐船阿蘭陀船入津帆影見出次第奉行所に注進すへき爲遠海を見渡す高山に遠見所を取建へしと也因て當山を見立番所を建遠見番役をしてこれを勤しむ其後元祿元年小瀬戸浦山手も遠見所を建右遠見所へは海上五十里に

達する望遠鏡を懸け其外用具を備付る野母山にて始て外國船帆影を見出し候得は合圖を以て小瀬戸遠見所に達す又は梅香崎遠見所に受け夫より筑後町永昌寺内遠見所を受け是より直に急使を以立山奉行所へ注進す

野母小瀬戸遠見所高札如左

- 一 遠見番入念阿蘭陀船歸帆之節注進可仕事
- 一 異形之船相見へ候は阿蘭陀同様注進可仕事
- 一 常に遠見番無油断相守之若不審成船見出し候は即刻長崎へ注進致し庄屋方へも其趣申聞海上へ罷出彌見届之重て注進可仕事
- 一 唐船入津歸帆とも日本船唐船の近寄候は早速乗付不審成
品有之候は、右之船差留長崎へ注進可仕事
- 附唐船入津歸帆ともに繫船有之節は時を不定夜廻り可
仕事

一 火元用心堅可相慎事

一 公用之外私用として百姓獵師一切遣ふへからざる事
一番所に遠見之者并水主等の外無用之輩一切差置へからざる事

一 喧嘩口論堅く停止之事

一 博奕賭之勝負一切可爲無用事

右之條々堅可相守之若違犯之者於有之は可爲曲事もの也

元祿元辰年十二月

長崎 奉行

○ 彌生の末に野母といふ處にて 鎮臺金澤千秋
夏くさの野母の沖津のかせ見えて浪の花さへ散はてにけり
○ 野母の遠見に登りて おなし人

奉行役所

(西奉行役所跡長崎縣立山奉行役所跡中學校なる)

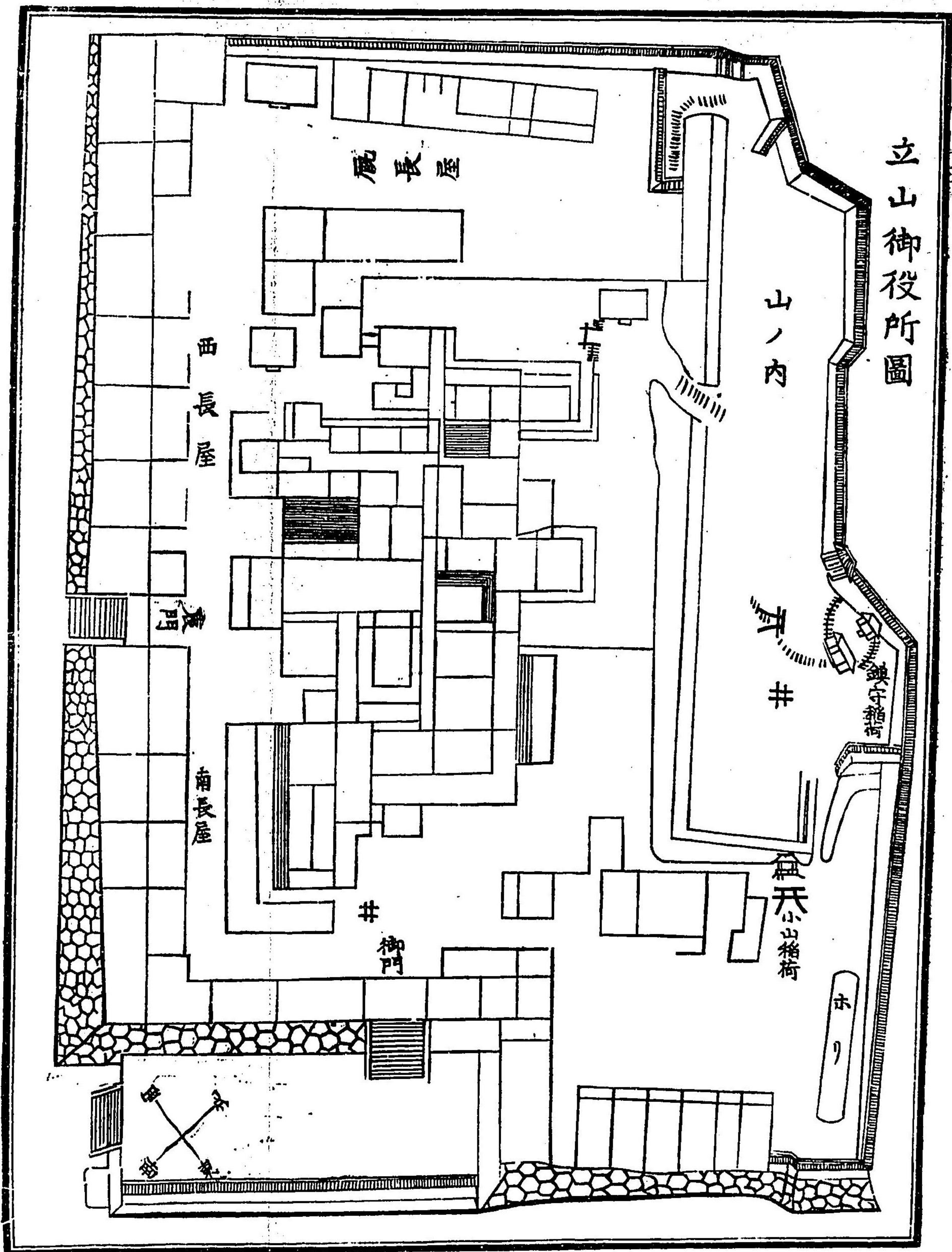
長崎奉行之儀豊臣家治世文祿元年肥前唐津城主寺澤志摩守廣高

を奉行に被任これ長崎に奉行を置く、始也本博多町に屋敷を建
 平常は家臣をして勤番せしむ其後徳川家治世と相成小笠原一菴
 後任たり續て長谷川左兵衛長谷川權六水野河内守竹中采女正會
 我又左衛門今村傳四郎在勤之節迄寺澤之屋敷を以奉行所とす然
 るに寛永十年當役所より出火により森崎の地を以奉行所と定め
 新築して役所を移す其後寛文三年當役所類焼す因て今迄の地所
 を廣めて新築す延寶二年奉行牛込忠左衛門在勤之節兩人の奉行
 間近く役所を構ふ事不可然とて岩原郷の地を開き役所を建つ是
 を立山役所といふ是より立山役所西役所と東西に分つ

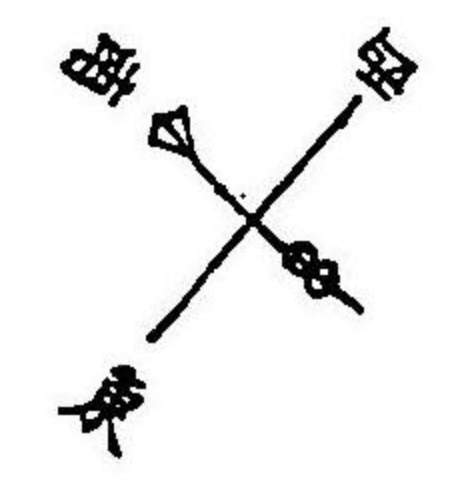
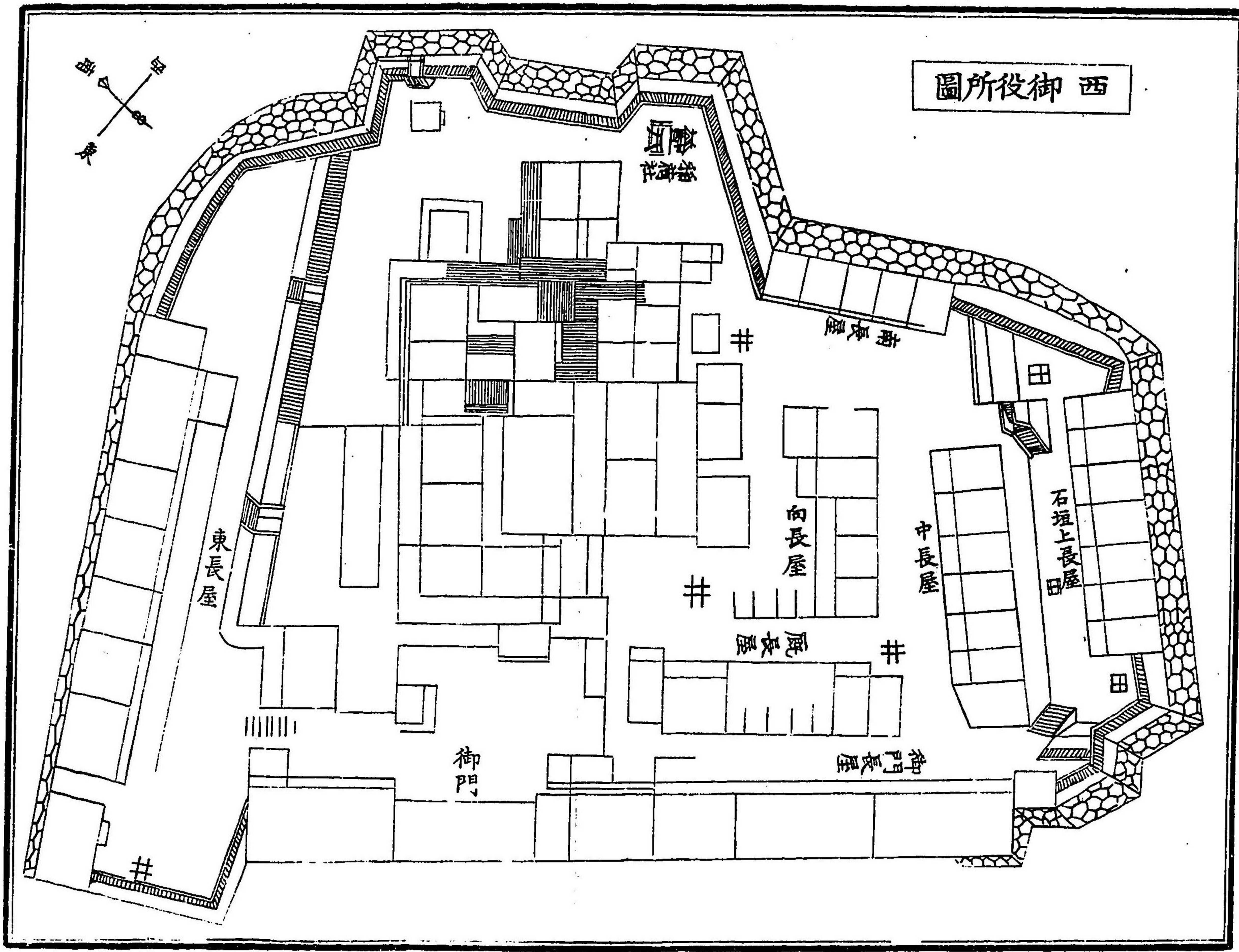
目附屋敷 (今は西彼杵郡役所となる)

目附屋敷は岩原郷立山奉行所の積地にあり正徳五年奉行久松備
 後守大岡備前守在勤之節唐阿闍陀商賣方并地下人の被下配分金
 等之儀新例無仰出節右立會として石河三右衛門下若有之當年よ
 り目附在勤也以後年々秋交代と相成

立山御役所圖



西御役所圖



高札如左

是より内に用なき者一切出入仕間敷并火之元狼ふ致すへか
らざるもの也

亥六月

御用物藏

(當藏所は舊は長崎代官高木作右衛門
屋敷にあり今は跡山學校の内に入)

御用物藏は始め八百屋町に有之處寶曆四年火災に罹りたる後代
官高木作右衛門屋敷内に建移す唐阿蘭陀人持渡貨物之内江府に
調進可致品々一端當所を受取品位精選之上進獻す其品々は藥種
端物類及砂糖之類也是を調進御用物といふ

藥園

(田畑となる藥樹木無之)

藥園は始め十善寺郷に有之文化七年西山郷松森社下に移す園中
には和漢洋の藥種數百種を培養し藥効の生質を正さしめ且は江
府調進の用に充つ園内に有之舶來肉桂樹竜眼樹橄欖樹等は大樹
也鎮守神農の祠あり

○藥園

太田南畝

三冬風日藥園荒。異艸奇花未吐芳。唯見香藤竜眼樹。殷勤覆屋護繁霜。

○藥園の梅の木の本に靈芝の生いつるを見て

南 畝

みくすりの園生の梅の木の本に茂るはきよきさくれいしかも

粃米圍藏

(新地町居留地之内)

粃米圍藏は寛政二年始て建長崎之儀土地土産の米穀少く凶年之
節は諸國の廻米不十分市郷諸民飢饉に及ふへく右凶年の手當と
して諸國より粃米買入置新古操替貯へ有之此法は當時在勤奉行
永井筑前守水野若狹守より江府に及言上兩人奉行受用可致唐阿
蘭陀人持渡貨物買受代定額之内より一人銀十貫目宛を減し此分
を以粃米買入之手當として永年市民救助の法を創始す是より後
年此格連綿たり藏所を最初西鏡町に建後ち寛政十二年新地藏所
に移す

米倉

(北瀬崎の方は精米所となり梅香崎の方は居留地となり新地の方は支那人居留地となり)

米倉は延寶三年江戸町濱手に建是を濱の御藏といふ當地地下人夫食米之儀は兼て公儀より手當有之豊前豊後之兩國肥前國松浦郡肥後國天草郡筑前國怡土郡等へ公領より新穀年々廻漕有之古米囤殘之分は拂下相成然るに江戸町藏所は不便なるにより享保四年差止め北瀬崎地新地梅香崎の三ヶ所に建移す北瀬崎を北の御藏梅香崎を南御藏新地を新地御藏と唱ふ毎歲納米を豊後國より一万五千石肥前松浦部より二千五百石其外國々よりの納米とも都合二万四千五百石宛定式として相備る右納米代銀は大坂御金藏に上納す

○瀬崎倉

太田南畝

俵物役所

(元俵物會所の跡六海商社築町の方は十八銀行の處)

南北宮倉二瀬崎。新陳共積海西涯。俵儒莫笑饑方朔。鼠應須感李斯。俵物會所は始め西濱町に有之此頃迄は俵物受方といふ株主有之

前知有脱字

蝦夷地及北國東國中國九州地方より煎海鼠干鮑鱈鱒昆布其餘海産類を買集め唐方商賣代り品々相渡來處元祿十一年長崎會所建長崎市郷井唐阿蘭陀商賣方一切當會所にて取扱右唐方渡海産類も長崎會所の株主共より買入唐商の渡方相成此後株主共にて海産類買入の前貸銀年々過上致し返納之途相滞るより天明五年俵物受方株主を止め長崎會所直仕入と相成藏所を西濱町より築町に移し建俵物役所と改稱す濱町舊藏所は海産類干立場とし是を元俵物藏所と唱ふ右海産之内煎海鼠干鮑は市民の食用他之賣買を禁し唐方代り品之一途に充つ尤病者食用に用る節は醫証を添へ官許の上拂下け相成候事

○包頭庫

太田南畝

普請方用屋敷

(知事官邸の前人家となる)

海帶銀絲石決明。不如東海海産石。打包一入鮑魚肆。講價紛紜稱幾秤。普請方用屋敷は天和二年八百屋町に建當所は官費を以營繕箇所

立山奉行所西奉行所目附屋敷安禪寺大音寺有之徳川家靈舎長崎會所唐館出島新地内米藏南北米倉船藏武器藏煙硝藏御用物藏所々々制札場牢屋溜牢其外諸役場を始め道路修築大小橋々等也普請方役以下圖繪大工棟梁等をして公用を勤しむ

貫銀會所 (興善學校構内に入る)

貫銀會所は寶曆十三年始て堀町に建當會所は長崎奉行及目附勘定役其他公用として江府より下向出崎在勤之役々旅宿の日用器具等入附其用を達せしむ右代限は長崎市民に被下箇所割銀及竈割銀之内より長崎會所に於て引取仕拂す貫銀定役以下相詰其用を承る

銅吹所 (吹所跡今は銅座町と唱ふ)

唐阿蘭陀貿易代りとして相渡銅は年々大坂銅座にて買入當地の廻漕之處遠海運送且は海路難破船等有之莫大の失費相掛り直段及高直外國人引合損失相立により享保十年長崎表にて吹方之儀

江府伺濟之上大坂銅坐より荒銅買入當地西濱町裏手空地においてこれを棹銅に吹立貿易代り品に相渡來處江府命令有之文久二年長崎表にて吹方相止め従前の如く大坂表より買下唐阿蘭陀人の相渡

石錢番所 (木鉢郷濱手之處)

石錢番所は明和三年港外木鉢浦に建當港之儀唐阿蘭陀船を始め近國商船荷船碇泊要津之處年々河上より土砂を押し流し港内遠淺と相成泊船の障り不少因て累年港内淺有之と雖も追々新築地之箇所相増蘆芥土砂相埋り爲其淺費不少により右補ひとして當年より港内に入來る諸國廻船荷船漁船等無別和船之分壹枚帆壹石積之當りを以壹石に付三錢宛帆別に取立右番所を木鉢浦に建是を石錢番所といふ寛政三年止

鑄錢所

(今は聖堂建前川舊名堂門川といふを錢屋川と唱ふ)

鑄錢の始は寛文元年伊勢町續地に小屋を建工業す唐商共貿易代

り品之内に和錢買渡度願出るにより其時々大坂表にて錢買入當地に差廻し來處運送之失費及錢相場高下有之より於當地錢吹方之儀江府に伺濟之上鑄錢製造す錢銘を元豐通寶と附す其後天和二年に止む享保元年再び濱町元銅吹所跡にて鐵錢を鑄る銘寛永通寶里俗是を銅座錢といふ延享二年止む又明和四年稻佐元煙硝藏跡にて青銅錢を鑄る銘寛永通寶裏に長の一宇あり

時鐘并用心鐘

(豊後町之内尙存す用心鐘在し處不詳)

時鐘は寛文五年奉行嶋田久太郎在勤之節始て懸る當地之儀時鐘無之各公私の用を違ふにより鑄造あるへしと鑄工に命し成就の上是を島原町一の堀の上に懸る其後延寶元年十一月是を今籠町に移す明和三年又今籠町より今の豊後町に移す用心鐘は船津町にあり此鐘は時鐘に故障ある時用ゆるものなり鐘の銘は島田氏より申遣し當時豊前小倉福聚寺在住の唐僧即非和尚の銘文なり

崎陽鐘銘

崎主嶋田源守政權護惑昏之術不覺警子姓之迷蒙乃捐捧範銅鐘以時考擊俾聞者從迷悟覺共證圓通政事之暇重示慈旨其設心用器可謂弘矣歲乙巳中元後六日郵書請銘爲之銘曰

惟我大士	從聞進修	一根圓證	六用俱休
源氏守政	由聲悟性	寂然妄機	遇物則應
應念如雲	廻陽啓冥	時至震發	百勢咸醒
以模以範	方便爐鍛	一音普被	如日之旦

倉田分水 (今尙存す)

倉田分水は寛文三年長崎市中大火之節迄は町毎井水の設け少く故に火を消し留る事不能古今未曾有の大火となり諸人の難儀大方ならず此時倉田次郎左衛門といふ者の勘辨を以官許を得馬場郷錢屋川にて貳所の源水を合せ堰を上げ地下に埋樋を通し是を市中三十八町に挽き夫より又枝樋を附分水し各家の飲用の料とし或は火災之節は他流の枝樋を塞き消防の一途に充つ同十一年

全く成就す此水は大旱魃の時と雖も乏敷事なしこれを倉田水といふ

御菓子蜜漬屋敷

御菓子蜜漬屋敷は元祿七年建表口八間入五間三棟也蜜漬の法は始め唐傳にして天門冬佛手柑其外種々之菓物を蜜漬に製し毎年これを江府に進獻す漬物師數名抱入其事を司しむ此蜜漬に用る水は最精選す麴屋町に有之柳泉の井水を以す此水清冷甘美にして常に市民の飲用を禁し密封せ

銀座屋敷 (屋敷跡不詳)

銀座屋敷は始め芋原にあり(芋原今延命寺の邊)元和二年江戸銀座本店より當地に出張し外國人に灰吹銀を不渡たり又は偽造の銀を穿鑿の爲也其後芋原より銀座を大村町に移す寛文十二年に至り於江戸表銀座年寄座役取放に相成因て當地銀座跡方相止
朱座 (不詳)

朱座は元和二年於江戸表朱座本店之者之依願蠻人持渡粉朱之類一手買受開届有之右座方手代之者當地詰方致來處其後朱座代役之者當地町人之内相勸座方手代詰方相止

人參座 (不詳)

人參座は享保十九年當地町人共依願唐商持渡廣東人參一手買請開届相成人參座を大村町に建同二十年人參座吟味役三人請拂役五人被仰付取締を被命

龍腦座 (不詳)

龍腦座は明和五年大村町に建是れ去る寛永十五年唐人共市中町宿罷在頃當地町人伊東善平治と云ふ者の曾祖父河村吉兵衛と申す者唐商王文玉より龍腦製造の法を請たる傳書有之善平治も能其法を心得たる段奉行之聽に達し右製造方を被命是より龍腦座を立工業罷在處數年の後製造方及斷絶す
砂糖會所 (不詳)

砂糖會所は天明五年大村町建當地町人共申合せ結社す同六年に到り蘇木麴香龍腦等も當會所に引受追々近國にも賣出し罷在處同八年砂糖地賣方相止續て外品々も賣出し方相止

市法會所 (不詳)

市法會所之起りは慶長十九年白糸黄糸南蠻人持渡分江戸京大坂堺長崎五ヶ所之商人共よて割符し商賣相逐來處明曆元年に至り右五ヶ所商人共より利潤薄く商業取積兼る趣を以糸割符商賣相止右代りとして寛文十二年市法商賣と申す事始り會所を今魚町に建唐阿蘭陀商賣定額銀高之外も増銀致し市法商賣之法を建右に係る一切之益銀は長崎市民中必分配被仰付處貞享二年に至り元の如く糸割符商賣再興相成此時市法會所を直に割符會所と改稱す

長崎會所 (東中町知事官邸の向地)

長崎會所之儀は貞享二年糸割符商法再興之後割符會所と唱へ來

處元祿十一年に至り割符會所之名目を改め長崎會所と唱へ唐阿蘭陀商賣方を始め長崎表に係る金銀一切の出入を總轄する處とし數名之役員を置き是を長崎會所と稱し會所を東中町に建構内は金庫并荷藏數棟役々詰所を建る每年秋長崎奉行交代之節新古奉行立會金銀并貨物を引繼且一年中之金銀出納を江府に上進す

○會館

太田南畝

唐館

(今の舊館内といふ)

唐館 崎陽府庫有餘財。鍵鑰緘封屬鎮臺。市舶買人多結解。案頭長滿簿書堆。唐船日本之地に入る事は往古より交通す永祿元年の頃より専ら商船を仕立九州地方津々浦々に渡來し商賣を致せしに寛永十二年幕府之命により自今長崎の津を以外國通商の地と定められ是迄のことく唐船他港に入る事を嚴禁ありて長崎の一港に限るべき旨也是より當港に入來る唐船始めは拾艘或は貳拾艘なりしか後よは百餘艘にも及び唐人共は市中に寄宿し數年留る者ありて

妻妾を置き商賣も諸國商人と相對し年月を累るに隨ひ自由を働
 き土地の取締不宜趣江戸表に聞へ元祿元年在勤奉行山岡十兵衛
 宮城主殿平戸侯松浦肥前守島原侯松平主殿頭等々命令有之唐館
 建設之儀被申越るにより十善寺郷の地を開き當年より工事を始
 め同二年悉く成就す構内には諸役人詰所大門二ノ門唐商住館敷
 棟市場關帝廟土神堂觀音堂網打場牢獄等建揃ふ因て市中住居の
 唐人を殘らす入館せしめ他の出入を停め自今唐人共荷役及佛參
 墓參之外猥に門外するを禁せらる唐館は崎陽十二景の一華館笛
 風と題す

唐館高札

諭唐船諸人

一 耶蘇邪徒聖俗曰天主教以罪惡深重故其駕舶所來者先年悉皆斬戮且其
 徒自阿媽港發船渡之事既停止之自今以後唐船若載彼徒來則
 速斬其身而同船者亦當伏誅但縱雖同船者告而不匿則赦之可

褒賞事

一 耶蘇邪徒之書札并贈寄之物潛藏齎來於日本則必須誅之若有
 違犯而來者速可告之然則有其咎且其賞賜可倍於彼重賄事
 右所定如此唐船諸商客皆宜承知勿違矣

貞享四年十二月

奉行

禁制

- 一 斷なくして唐人構の外へ出事
 - 一 傾城の外女入事
 - 一 出家山伏諸勸進之もの并乞食入事
- 右條々可相守之若於違背は可爲曲事者也

卯十月

○華館笛風

華館樓高風露清。巧吹玉笛遠飛聲。曲中多折故園柳。月傍關山夜幾更。
 長崎君舒
 若水孫靜濤

良宵明月共清風。華館高樓歌曲通。不識何人吹玉笛。可能音奏小桃紅。

國 熙

閩越海高山館裏。登樓吹笛望銀河。淒涼風月中宵後。斷續聲々折柳多。

沈 堯 巷

孤客吹長笛。淒涼調更清。迎風聲欲裂。海底青龍驚。

方 臥 巷

○元旦觀劇
金銀世界繁華地。錦繡乾坤富貴春。照夜星辰通月窟。清宵歌舞徹花晨。

秦雲路渺浮槎迥。郢曲情多舉爵頻。戲馬臺前蓬鬢在。雨風萬種且娛人。

鎮臺 筒井政憲

酒氣滿堂春意深。一場演劇俗何襟。同情異語難暢達。唯有咲容通歡心。

太田 南 畝

○唐館
天后土神關帝祠。幾番船主賽長崎。門聯扁額多相似。疑入蘇州桂海涯。

全

○華館笛風
故郷をしのひくの笛の音にみぬもろこしのつてそ聞ゆる

○唐船をよめる歌

中島 廣 足

この朝け西吹風に異帆あけてから船入り来いつの日に船出はし
けんいく船かあどもひきつる相しれるから人あらしおむかしき
たからくすりは深山なすつみてきぬらし我はれる墨も硯も紙筆
もさはにそあらしいさ子どもはや引いれよから船を

反歌

深山なすたからつみくるから船を待えし心ゆたにも有かな

○おはやけ事にて吾妻より長崎の湊にまかりしとき去年
の秋かへりしから船のまたの春参りければ

羽田 利 躬

ゆさかへりもろこし船のはとなきに猶故郷の遠きをそしる

○みなみ風吹すしてはから船参る事覺束なしと人のいひ
けるころ

同 人

かせまちてけふも暮しつ心さへこの浦人になりやしぬらん

新地 (新地町支那人居留地となる)

新地唐商持渡貨物入土藏數戸あり始は江戸町樺島町五島町大黒町海邊の町藏を借り入置しに元祿十一年火災の節右の町々及類焼唐船二十艘分の貨物入藏三十三の内十八戸前火災に罹る唐商の難澁不少此時右藏主三十九人之者等より奉行所に出願し貨物入藏は市中を離れたる梅香崎向ふの海を埋め荷物藏を取立度趣聞届ける因て海中を埋め地堅め地形を均して後建物等迄同十五年に至り悉く成就す荷物藏四十一戸前大坂より廻銅入藏四戸前圓米藏十戸前昆布其餘海産藏五戸前長崎會所荷物藏五戸前粗米藏八戸前外に二戸前都合七十五戸前此外檢使塲荷役塲諸役人詰所迄建捕ふ右の費用銀六百貫目餘の内銀四百貫目餘は三十九人之者どもより出銀し銀二百貫目は官銀を借用し十ヶ年賦を以納す藏主三十九人は唐商藏數銀を受用分配す藏主を新地頭人とな目被仰付此地を新地といふ

○新地庫

太田南畝

出嶋

(出嶋町蘭人居留地)

臨流四箇水門開。買客帆檣此地廻。起貨更連清庫日。吳綾蜀錦滿船來。

出嶋は始め南蠻人の住館なり寛永十一年江府の命令に南蠻人共船居住し又は町家に差置事不可然市中を離れたる所を見立館を建移すへしと也此越市中町人之内二十五人之者共傳承し奉行榭原飛驒守に及出願自費を以蠻人住館及土藏取建蠻人に借し其敷料二十五人之者共受用致度旨聞届有之其地所は江戸町向手の海中を埋め立へしと差圖あり是より潮水の満干を計りて數百の夫を以埋立地形を均し續て蠻人旅館并土藏數戸諸役人詰所迄悉く成就す因て市中寄宿并船住居の蠻人を殘らす此新館に移し入るる其後寛永十五年南高來郡耶蘇凶徒鎮靜之後猶此邪宗門嚴禁也依之當地在留の蠻人も皆本國に歸帆せしめ自今通商禁絶被仰付其趾暫く空館なりしか寛永十八年先年より肥前平戸へ渡海貿易

致す阿蘭陀人彼地を引拂はせ當港に移し商賣被仰付南蠻人の住館を其儘蘭人住館とす則當所を出島と名付又島の形も扇の面の如くなるを以扇嶼ともいふ其後町名を附し出島町といふ則崎陽十二景の一として蠻樓凄筵と題す

出島高札如左

定

一日本人異國人御法度を背き不依何事惡事を巧み禮物を出し頼み候もの有之は急度申出べし縱令同類たりといふとも咎をゆるし其禮物の一倍御褒美下さるべし若し隠し置訴人有之におわては可處罪科もの也

寛永十六年卯十月日

奉

行

禁制

一傾城之外女入事

一高野ひじりの外出家山伏入事

一諸勸進之もの并乞食入事

一出島廻り榜示木柱の内船乗廻る事

附橋の下船乗廻る事

一断なくして阿蘭陀人出島より外へ出る事

右條々堅可相守者也

寛永十八年巳十月

○蠻樓凄筵

長崎君舒

霜冷天高扇嶼秋。一聲畫角起蠻樓。不知壯騰干何事。吹送董閨萬里愁。

妻凉人靜聽筵聲。况值三秋音更清。若便樓頭吹夜半。應教牧馬也悲鳴。

扇嶼催秋聲最早。蠻樓昏晚動悲筵。不知鳴軌奏何事。應訴水長遠隔家。

海國明胡筵。悲鳴白鼻騮。何人聽最苦。遊子在天涯。

沈 袞 巷

○ 瓊江蠻舶

紅夷萬里外。鱗鱗通貢來。港口山將裂。巨炮聲成雷。

吉村 迂齋

○ 和蘭船

瑞雲 白龍

萬里和蘭舶。何時辭北羗。瓜哇廻漳海。渤解向扶桑。帆影三檣峙。旌文五彩揚。炮飛山嶽響。抱動鰐鯢藏。首々拋氈帳。豈奴侍書床。瓊環天察度。磁針地窺方。遠鏡懸窓望。時盤置砌量。颶風嘗不避。海苔復無妨。纜繫瓊津渚。館連扇峽岡。硝盃掛火酒。銀蓋脩牛羊。昔既懷皇化。歲新貢篚筐。江門儲衛護。譯士奏蠻章。寶貨開塵市。奇珍簇販塲。羽毛兼齒革。錦綺或琳琅。正視朝宗大。偏知柔遠昌。惟忻邊塲穩。弓弩永収囊。

○ 和蘭館

太田 南畝

紅白旌翻百尺竿。豈嘗奴僕役和蘭。鋪氈且勸苗香酒。步尿閑過花藥欄。

○ 詠蠻舶入貢歌

青木 永章

目炎耀。金銀種々の寶貢くとすめらさの。御代長崎よ。まゐて来る。あたし國船。水門もけに。みちてはあれど。赤髪の蝦夷が船は。もろく

の國の守部と。年ごとよ。舵楫はさす。珍寶。横山のこと。大船に。つみても渡る。まかれども。えみしがともは。國廣く。たぐひもおほく。わたなはむ。船もわかねは。六月の。月うつ頃の。その船の。入来る時と。遙なる。嶋のささく。遠鏡。いかけわたして。和蘭のはら。限りもしらぬ。入沙路の。まはの。八百路と。百たらず。八十限おちす。朝よひに。見わたしをれば。千里なる。えみしか船の。木の葉なも。目よか。れりど。とのふる。石火矢の音に。賊守もる。大夫建男の。とりよろひ。緒太刀かき。はき。千五百旗。城遠になびかし。百千旗。船になびうし。高ねにも。兵器くはり。磯邊にも。石火矢ならへ。わたなはら。我こそとらめど。雄たけひし。待つゝをれば。その舟を。問ひあきらむ。おして。ふみ。いどりかへるも。うの司。小船に。乗りて。吹し。さる。風に。さかひて。百重波。八重を。るうへも。か。し。こ。ます。み。つく。か。は。ね。ど。鴉。鳥。の。う。か。ひ。沈。み。て。蝦。夷。ら。か。舟。に。ど。り。乗。り。た。し。て。ふ。み。い。ど。り。か。へ。れ。は。く。さ。く。の。旋。と。の。ひ。つ。さ。く。事。は。を。へ。ぬ。と。吹。風。を。眞。帆。に。ひ。さ。か。け。い。る。矢。な。も。入。來。る。

船の海なかに島かもなれる。いくきたも。うけわたす帆は。まら雲の。
 わはたつかこと。ひたりみき。打石火失の。鳴神の。ふみど。ろかし。大
 空を。名乗りもわたる。磯山の。くつれか。りて。大海に。おちかもある
 と。もろ人の。おひゆるまてに。鳴とよみ。ひ。きわたれは。里人の。待よ
 るこはひ。玉銚の。道のゆき。も。やちまたに。しけくそなれる。ゆふさ
 れは。蝦夷の館も。鼓打。笛吹ならし。酒はかひ。ことふきすらし。市人は。
 小琴かきなし。うたひ舞ひ。あさきとよめ。たしなへて。賑はひふけ
 り。大御代に。かへるしるし。そのかみに。聞たよつかぬ。國々ゆ。かく
 そまぬくる。こ。いもへは。金銀。くさ。の。寶の國を。天皇に。よせ給へ
 りし。皇神の。神の御言の。たふとくもわるか。

反歌

賊守る益らたけ雄のよそひにもえみしか徒はおちまどふらし
 わたなはら我とりてひといさみたる新防人はおたちどくらし

○登樓凄筋

大江宏隆

梅香崎并大黒町唐船居場 (梅香崎の方は税關の處大黒町方は砲臺の脇手渡場の邊)

くもるとやなれもいとふか吹こさぬ月におとせぬとふつ島人
 梅香崎昔は長崎領と大村領と磯邊續きにして其境界不明の地な
 りしか延寶八年荒木傳兵衛といふ者奉行所に出願し十善寺郷の
 海邊より地形を築き海を埋立茶屋敷并土藏を建て借地とす此
 時鎮臺牛込勝登梅香崎と地名を附す寶曆十二年再増築し荷役濟
 の唐船を引付出帆迄繫場とす然るに近年泥土深く遠淺の干潟と
 なるにより又爰に風除けの地を築出し石垣を廻らす此地坪數二
 千五百五坪也大黒町の方は明和三年同町に住居する唐船々宿之
 者願により唐船繫場を修築す市中路并河溝等に有之塵芥を集
 め下埋とし土を盛り地形を均らし堅固に成就す是より梅香崎大
 黒町と唐船繫場と定む

井上筑後守屋敷

(寛文中立山奉行役所
と成今の中学校の地)

井上筑後守は長崎表邪宗門改として幕府の命を蒙り數度當地に

下着有之慶安元年其居屋敷を建設あるへしと地所を見立岩原郷立山の地を開きて屋敷を建る表口は八百屋町に向ふ其後在勤相止暫廢宅となり居たるを寛文十二年修繕を加へ長崎奉行役所となる是を立山奉行所といふ

寺澤志摩守屋敷 (今町より入る本博多町之處)

寺澤廣高の肥前唐津城主也文祿元年長崎奉行に任す屋敷を本博多町に建平常は家臣をして勤番せしめ志摩守は折々巡視有之其後慶長八年罷職是より徳川家の治世となり小笠原一巻後任たり其次長谷川左兵衛長谷川權六水野河内守竹中采女正曾我又左衛門今村傳四郎迄當屋敷を以奉行役所とす

勝山左近屋敷

(屋敷跡後代官高木作右衛門
屋敷地今は勝山學校之内)

勝山左近は大村の人也今の勝山町に屋敷を建住す寛永の末諫早多羅圓満寺の一戦に打死すと勝山町の名是より出るものか或はいふ勝山町と名附るは長崎氏の時近郷より兵を出し襲ひ來れる

時當所にての一戦は必らず利を得へしとて町建の節勝山町と名付しといふ兩説あり

松倉豊後守屋敷 (屋敷跡不詳)

松倉氏は高來郡の城主也當地濱町に屋敷を建着崎之節滞在す寛永七年豊後守卒去の後其菩提として此屋敷を寺とし眞宗善行寺と號す然る後寺内に切支丹邪宗之者住居するにより官命ありて當寺を破却す

有馬修理太夫屋敷 (不詳)

有馬氏は高來郡有馬城主也數年に長崎往復あり屋敷は諏訪町又は五島町稻佐郷にも有之有馬氏の長崎町建の始め來崎して町を建る是を島原町と號せり

高力左近將監屋敷 (大浦にあり今の妙行寺之處)

高力氏の高來郡の領主也長崎にて屋敷を大浦郷に建高力氏卒去ありし後此屋敷興福寺住職唐僧如定の遊息所とす其後又眞宗の

道場となる寛文中領主大村純長命して寺とす正覺寺道場といひしもの是也

舊蹟及祠堂墓所

水本城 (未考)

水本城は戸町村にあり誰人の壘なるや不詳

戸屋城 (未考)

戸屋城は戸町村にあり

野母城山 (未考)

野母村にある城山といふは大戸三郎左衛門の壘なりといふ

軍用堤 (未考)

軍用堤は子ヶ倉村にあり

玉園坊墓 (墓地不詳)

玉園坊の墓は諏訪社の境内にありといふ今の諏訪社の地に昔し神宮寺といふ大寺あり玉園坊はその別當職にして強弩勇膽衆に

勝れたりし人なり神宮寺は天正九年蠻賊火を放ちて焼亡す玉園坊没せし年月不詳

金重院賢清墓 (小島郷にありと未考)

金重院賢清といふは修験僧にして肥前佐嘉の人也元和年中當地に來り長崎産土神之社廟邪宗惡徒の爲に破られ祭祀等も廢絶し市民は悉く邪宗に傾き神廟再興の念なきを歎きて有志之者と謀り千慮万苦して終に諏訪の社廟を再興し寛永十二年より祭を始め其効を奏す後に諏訪社宮司に任せられ大僧都たりこれ再興の創始也明暦二年没す墓は小島郷にあり墓碑如左(蓋磨滅して墓碑詳ならずと舊記に擧げたり)

先考青木氏賢清公號金重院明暦丙申八月廿八日

逝去也(本文に家忠公忠秀公とあるは秀忠家光の誤ならんか)

恭惟

當社諏訪權現住吉森崎三社神者本朝鎮護之靈神也故自上古

當郡亦建立社願祈天福者也中古有云貴利支丹者是南蠻之法也訛人民滅神社以謀取我國有年矣于茲

大將軍家康公者賢智勝于人文武兼備矣滅口法安此民次殊更家忠公忠秀公仰神德救國土世人無澤矣先考威其仁心起千誠盡力於于神于靈與三社殿堂門世如舊神官巫祝四時祭禮又起判古是故上公祈大夫士下者夫商工口合於力次助祭崇神世人亦完全口口日日祈是皆先考之所致也孝子某永忠謹記口口之月刻于石以教我後者祭不忘千歲者也

維時萬治二己亥年七月念又八日 建之

雪山入墓 (墓所不詳)

北島雪山は肥後國人也傳云名三立號雪山又雪參とも書す初め花隠又蘭溪と號す父に従ひ長崎に遊學す來舶人愈立德より文衡山相傳の筆法を授り大に妙所を究め其名聲遠く海外に響く後江戸に出てより彌其名高く従ひ學ぶもの多し又諸儒と交る事廣し性

甚た奇也既又時人傳に見ゆ元祿十年二月十四日死す法名一道雪參と號す雪山は漢書家の中興にして其右に出るものなし又和樣假名字は最絶妙なり墓ハ武功山の内にありと武功山は俗に向ふ分け又は松山ともいふ本河内郷官林の處也

○題雪山先生著

安藝 平賀晋民房父著

歩出東郭門遙望東山岑山岑有蘭若松柏鬱森墳塋何處中有高士倫借問倫者誰言是雪山人連岡暮雲渡纏絲憂思深悼君托長夜我異楚老音君高蹈一世給達克安貧旁馳會稽役家箱繼周秦潦倒爰押翰艸聖最有神平昔行與言皆張旭真其人雖云沒聲名先古今人間見遺蹟隻字比南金悠悠孤山免丘口草萊伊人逝已久能傷客心曜靈含落悲風吹衣襟

渤海氏墓

(皓臺寺境内にありと未考)

玄岱は天祐と號す儒名高く醫學に精し又書を明僧獨立に學ひ妙所を得る寶永六年幕府召て文學官に任す通稱を深見新左衛門と

道仙曰東日
ノ日字自ノ
字ノ誤カ列
ノ字割ノ字
ノ誤ナラシ

いふ享保七年於江戸歿す同氏遺族の墓は皓臺寺耕雲菴より數十歩あり大音寺境内に臨り四面石塔を圍らし南の隅より入る表に正覺山高氏墓地と刻す下に東日石臺列塔外貳丈捌尺南自外到石臺貳丈捌尺と兩行に書す裏には高氏墓地砌石とあり塔は東方正面ありて西に向へり顯考天淵高府君妣立石氏孀人墓とあり銘の右に孝男但賢百拜立と記す

徐敬雲墓

(春徳寺後山半腹にあり東海墓といふ尙存也)

徐敬雲は唐譯士東海氏の祖也墓は春徳寺後山の半腹にあり石門石欄を設け墻壁を周らし其間に花鳥の彫鏤あり或は文字を刻も石匠尤其巧を盡す壯嚴の絶妙他に双ふもの更なし西遊記にも墓地圖を出せり他國の人必らず墓を尋見て奇勝なりと賞す

穎川入徳墓

(春徳寺境内左手にあり尙存す)

穎川入徳は明國浙江の醫生也幼名陳明德字完我といふ寛永四年來朝し延寶二年歿す墓春徳寺にあり安東省菴碑銘を選す如左

穎川入徳醫翁碑銘

翁性陳諱明德字完我潮之金華人也昔在明朝丹誠不第退而歎曰士君子不得爲宰相願爲良醫卒改業爲醫崇禎年中航海抵崎每投藥餌起死回生崎人留而不歸厥後強胡棉夏翁絕念於鄉國遂改姓名穎川入徳蓋從其國俗云承應三年予自京遊崎始獲荆識往復譯論恨相見之晚也萬治二年予在京翁將越東武路經京再會盡歡未幾而予還鄉翁亦還崎翁謬加題推臣爲金嗣長三詞盟之指南也翁專用心於術掌著心醫錄醫者意也心通手術治如持權衡以較輕重苟非心通徵金病瘥亦偶中耳惜乎癸卯之火已爲灰燼嗚呼哀哉延寶二年六月二十日以壽終于家未久長三詞盟亦捐館門人柳如琢請予以碑銘遂係以蕪詞銘曰

翁生中華終日東。生死國異。魂遊惟閻。還丹云成。伯陽爲僊。誰道翁亡。尸解登天。

通家侍教生安東守正省菴甫頓首拜撰

第二句恐有
脱字

馮六墓 (光源寺境内にあり尙存す)

馮六は明人也慶長の始より長崎に來り住する事數年にして日本語に能く通し且は世間に知己多く終に歸化す此頃入津唐船乗組の内に切支丹邪宗門の徒あり或は官廳に對する事迄心得便宜の者成故奉行小笠原一菴馮六を召出し唐譯官を命せらるこれ唐譯士を置く始也寛永元年歿す墓は光源寺にあり今は親族平野某祭主たり

寛永元甲子年念一日卒

故譯長 馮翁六爺始平府君

馮門室本姓平楚華覺大婦人

正保三丙戌年十月十二日卒

男平野四郎兵衛祐賢敬立

俊寛墳 (伊王島に尙存す)

俊寛墳は港外伊王島にあり爰より愛ふ一寺あり長福寺といふ堂の前の

石碑これ俊寛の墳也文字潰れ葛藟にまつはれ定かならず俳人勝木枕山資と捨て、新に修す

俊寛僧都之墓

相傳僧都左遷硫黄島以文治二年丙午四月廿二日竟殞于配所其臣有王丸葬之植松其上即此蓋距今得五百七十二載無事在國史可徵也今茲天龍法印立石于松之傍需余記之且俾後世不誤古蹟銘曰

松而墓矣調古傳今人之郷徳時不傷心 芙蓉介紫石撰

○いはふ島にわたりて 高島重金

いまも猶沖の小島の松か枝にあとふものり八重の沙かせ

○足すり石てふを見て 同人

數ふれば七百年あまよりふる石の其名に苦もうつまさりけり

○俊寛僧都の墳墓を拜みて 饒田喩義

いよしへをまるといへは古墳の松の嵐はまるとかほなる

○俊寛の墳と聞て

百華園流芳

鎮懷石

(石の出る所浦上山里村の内谷にありと未考)

鎮懷石は長崎浦上山里村の内カドノサキといふ所より出つ此石昔は燈石と用ゆ此石のある所を火打谷ともいふ燈石をカド石といふは方言也此石を掘出す事今は稀也一名鎮懷石と名ける由縁は古昔神功皇后三韓を征し給ふ時胎内の王子(應神天皇)を奪き給ひ二つの靈石を御衣の上帯にさし挟み給ふ此石は夢の御告により彼杵郡平敷といふ所より得たまふと國史に見ゆ平敷を今平野宿といふ鎮懷石の名爰より起れり皇后の得給ひし二つの石は今は筑前國怡土郡八幡宮の御神體是也

(萬葉集五)

○詠鎮懷石歌一首并短歌并序

山上臣億良

筑前國怡土郡深江村子原臨海江上有二石大者長一尺二寸六

分圍一尺八寸六分重十八斤少者長一尺一寸圍一尺八寸重十六斤十兩皆精圓如雞子其美好不可勝論所謂經尺壁是也去深江驛家二十許里近在路頭公私往來莫不可焉嗟拜古老相傳曰往昔息長足日女命征討新羅國之時用茲兩石挿著袖中以為鎮懷所以行人敬拜此石乃作歌曰

かけまくもあやにかしこしたらしひめかみのみことからくにをいはひたひらけみこゝろをしつめたまふといひしていはひたまひしまたまなすふたつの石を世の人にまめしたまひて萬代にいひつくかねとわたのそこかきつふかねのうなかみにこふのはらにみてつからおかしたまひてかんなからかんなさひいますくしみたまいましのをつふにとふとさるかも

返歌

天地のどもに久しくいひつけとこのくしみたままかしけらしも
森崎 (森崎は長崎縣廳の地)

森崎といふは往古は杵崎といふ爰に杵崎明神の社あり此杵崎を
 森崎といひ習せる由縁は古昔は今の春徳寺下より杵崎迄は唯一
 筋の處にして左右松の並木あり杵崎といふ處は海に臨みたる松
 林の末なれば里民のいつしか爰を森の崎といひ神の御名も森崎
 明神と唱ふ今諏訪三社のうち也此杵崎明神勧請年月不詳伊弉諾
 尊伊弉册尊二神也寛永十二年森崎の地を開き奉行役所を建つ後
 是を西役所と唱ふ今以古松一株残れりこの松古昔の遺物也此岸
 下は江戸町にして其所に森崎明神の社あり毎年九月十一日江戸
 町中より祭祀する事今以無斷絶

○森崎の松を

百華園流芳

まけるとも枝なれろしを深江浦のむかしのまゝの森崎の松

巖屋崎 (戸町村今は金鐸谷といふ)

巖屋崎は戸町村にあり

水瀬戸 (未考)

唐金塔

(一ノ瀬舊街道山手より今尙存す)

水瀬戸は岩原郷立山にあり寛文三年平戸侯松浦氏の作る所也
 唐金塔は本河内郷一ノ瀬街道の脇にあり寛文二年痘瘡大に流行
 し市郷男女死する者三千三百餘人に及ふ因て無縁者の菩提とし
 て當所に法華塔壹基を建崇福寺住職唐僧即非を招請し佛事を修
 す即非の偈文あり又黄檗山僧化林碧崖曇鑑の筆を添ふ是を無縁
 塔又は唐金塔といふ巨石の塔の上に唐金の塔婆を安置し諸佛の
 像を鑄造す鑄工カメ女の作也カメ女は名工にして其名四方に聞
 ゆ毎年七月十二月總町より祭之

元日櫻

(公園内にあり今尙存す)

元日櫻は諏訪社大宮司青木氏の庭中にあり毎年正月元日花咲出
 を以て名とす崎陽の名木也例として花満開せざる一枝を手折り
 諏訪明神に捧げ奉り又盛を待て一枝を鎮臺に呈す此木古木なれ
 ど枝葉繁茂し花最幽香也盛に到れば青木氏より唐客數名を招き

宴し或の管絃會和歌會を開き花を賞するに餘暇なし

○神前花

從三位權中納言資矩卿

光りそふ玉その山のさくら花神もわかすやとしくくにみむ

○元日櫻

鎮臺 久世廣民

あけて今朝咲もめつらし櫻はな世にたくひなき春の初しは

鎮臺 朝比奈昌始

めつらしな花も手向と咲てまつ今朝より春にわけの玉かき

鎮臺 水野忠道

はつ春に千代のためしと咲花は畏こき神のめくみなるらん

○大宮司の睦月に花を折て送りけるかへりこと

忠道

千早振神もをしまむ初はなを手をりし袖の香こそまるけれ

○勝紫陽園中有稱元日櫻者方今花盛開招余共賞頃紫陽一枝獻之於鎮府源公於特恩賜國雅二章今揭諸壁上焉因請余

題櫻花而劔及府公惠賜之事即席上分韻賦之紫陽有詩亦廣韻余已與紫陽久潤故和章及之 吉村迂齋

春來一日已飛香品勝梅花色勝霜麗藻與花相映發壁間字字是恩光。尋花因續舊詩盟。花下春風几席清。茶具琴囊尙無恙。風流不滅十年情。

○元日櫻

諏訪大宮司青木永勇(號紫陽)

櫻花在海而花王。王內奇葩一種香。依回芳根長不改。報春別發玉園傍。雲朶苔根幾歲花。古春銜雪吐芳葩。艷姿英使東風妬。奇種曾凌衆木誇。素藥連雲雪色新。花光條態掃風塵。寒梅不識開何處。因爾先迎一段春。元日曾含元日風。一枝先綻玉圓叢。東君已合春光早。獨負群花開雪中。笑靨粧成空斷腸。枕衾閑處晴傳香。夢魂惱殺三更月。玉趾恰窺宗玉牀。誰剪鮫綃柔々清。賞來咫尺白雲生。人苦世上梅花早。何似玉圓元日櫻。古幹凌空節操寒。花顏不改倚雕欄。國君試唱陽春曲。坐作平臺白雲看。○諏訪祠元日櫻 瑞雲白龍

何年神此現殿廡淨無塵感貴懲橫惡德明幸善人祭脩黃菊節景暹白

櫻春仰見祠頭額千秋淑翰

白櫻花一樹。元日早敷榮。黃鳥應無譏。未聞嬰腕聲。

○醉花歌

鎮臺 遠山景晉

相携春景長。櫻花時芬芳。人恐櫻花風。人愁櫻花雨。人恨櫻花月。人賞櫻花雪。今也不遲復不遲。時哉

○元日櫻

青木永純

たぐひなきこの初花の匂ひより玉園やまの名をおほせけむ

○花下交遊 (明治六年花の下の宴)

從三位澤宜嘉卿

たつ春にをくれぬ花のをくれしやけふの園居を待てなる覽

坂本秋郷

楽しくもつとふ思へは憂事のいたらぬかけの花のしたかけ

中島廣行

鶯のまゆたる庭の花かけをけふはまどるのひしろにそかる

池原香穉

咲く花の影をうかへて酌さけにいまは誰かものを思はむ

櫻谷寺花

(廢寺となる花は延寶の頃枯木となる)

櫻谷寺は日見村にあり木の圍み壹丈壹尺地より九尺程直立して大枝八方に分れ傘を開きたるか如し東西拾五間南北拾三間高拾間許りにして花は普賢象といふ盛の頃は一山雪の如し此木は天正の頃蠻人の接たるものゝよし櫻谷寺昔は高來郡島原の領所なりしか寛文の頃より公領となる前島原領主高力氏當領主松平氏の詠あり

高力氏懷紙櫻谷寺に藏す

都にて日見のさくらを人間は、いかゝこたへむ雪の埋木

又誰の歌にや

又たくひあらしならては不知火のつくしの花の雪の埋木

○この春長崎の日見の櫻の盛とて人々むれつゝみるよし

北島風山

よそなから聞侍りて
ゆきてみぬはなやおもかけ山さくら

○俳諧發句 (此句は西山宗因の點ありしと)

日見のはなや我らか目にはよしの山
南元順

花ゆへよ日見をれもへはかちたし
内田僑水

○肥前州高來郡は余か采地也日見寺郷櫻花山養國寺庭前
の大數園の櫻樹あり一見おのつから千載の勢ひを顯し陽
氣いたり花開くれは白雲の花覆するに似たり或は風犯し
てはわたかも山海に雲の散亂にことならず二月中浣の頃
我此處に偶居して一首の和歌を吟す 高長朝臣

みせはやな都の人は不知火のつくしに植る日見のさくら木

梅香谷 (稻佐にあり今尙存す)

梅香谷は稻佐竹久保にあり此地數百の梅樹ありて花の遅速春よ
り春に至る白色雪を欺き清香遠く薫り谷間より路傍一面に咲續

き到る所梅ならさるはなし實に一勝地也

○梅香谷春月

百華園流芳

名におひて月も匂へるうめか谷花の盛りはやみなかりけり

櫻谷 (稻佐立神郷にあり今尙存す)

櫻谷は稻佐立神郷にあり數樹の櫻あり花の頃遠くこれを望むに
雲の如く霞のことし邑の少女春遊する所也

○櫻谷花

百華園流芳

越ぬまに日は暮にけりさくら谷花のやどりを我にかさなん

○仲春同諸彦櫻谷賞花

吉村迂齋

屈指會遊三十年間津重泛問春船古林半有催殘邑新樹更霜雪妍
花下尋詩移午日洞中取醉抵暮天聖時到處多佳致不用避秦漫學
仙

時雨櫻 (天滿神社尙存す花不見)

時雨櫻は本河内郷妙相寺の傍ら龜井天神の社前流水の側にあり

此源水は醉霞山より發す清冷にして毫も汚濁なし爰に遊ふ人戯に麴を上流に浮へ波に隨ふて下ると喫して與とす又水邊に櫻あり常に樹上露降て細雨の如し名付て時雨櫻といふ名木なり或人の句に

羅衣行濕花間雨。日日晴天使客迷。

芭蕉翁捨 (捨今傳らま其地所も不詳)

芭蕉翁の捨は一ノ瀬街道にあり如左

○芭蕉翁捨

崎陽門人等全立

芭蕉翁姓松尾氏諱權質伊賀州之産也世爲武士事藤堂氏天姓不汲々於富不戚々於貧時一旦辭官而游于洛拾穂先生之門蓬髮而自號桃青世稱芭蕉翁放浪天下如轉蓬藁不停輟於涯寓道於誹諧短歌行樂之到處成吟或帶醉而眠花或冒曉而弄月或漱碧泉或嘯清風瀧風骨磊落襟懷可謂隱淪之真者也有東武芭蕉巷近江幻住巷無名巷伊賀新芭蕉巷咸其遺跡也然優遊自適幾三十餘年險語

破鬼膽文藻婉歌仙晚年之作句益疲勁始語不易體中有一時流行變撰集若干卷門人益多四方之企慕者往來絡繹曾無虛席坡游門下執弟子禮有年蓋以吾觀翁自有誹諧者流以來未有如翁體裁風致兼備者也盛哉翁也痛哉翁也元祿甲戌冬臥病於浪花之濱遂革而不起乃於十月十一日卒焉嗚呼痛哉茲歲既屆六回之辰崎陽門人某等哀慕之餘爲誹諧百韻暨發句若干用瘞於一瀬之上請書其事于石始崎之好誹諧者習於舊染不諳吾風之雅正豈誹諧而雅正者哉吁吾翁力扶誹諧諸領不墮於邪而亟趣於正是天下之所共曉非吾一人之私言也翁之門人去來子滯崎年餘專演風教自然歸嚮而宗之津々然無不抹風批月整容改觀願欲爲之執鞭而舊染一洗新至然而去來子已歸洛坡何又爲客於崎而遇斯回也爲吾口先口以述事實固陋之辭爲遂記其口口以代碑文

元祿十二歲次己卯十月十二日 東武門人 藤野坡謹撰

崎陽門人 林陀方謹書

發句塚

(春徳寺竹林の内にあり一ノ瀬方は舊街道坂を登る人家の側に建俱に在す)

發句塚は春徳寺内にあり

(左側)山裏に迷ひ子かへせほどゝきす

字 鹿

(正面)宿かして名をなのらする時雨かな

翁 紗 鹿

(右側)名月や西へひかしへ行くからす

一ノ瀬街道人家の側に有もの如左

めにかゝる雲やまはしのわたり鳥

は せ を

ふる郷もいまはかりねやわたり鳥

去 來

文あり

稻妻やをさまるもとのわれはこそ

俗 雲

春徳寺境内あり

芭蕉翁性松尾氏名甚質伊賀州人也翁爲武士事藤堂氏天性閑雅好遊山水一旦辭官入洛之拾穂先生門而薙髮自號桃青白爾芒難竹杖布帽袷衣坐石看雲吟花吟月橫行天下如轉蓬浮萍者三十餘

年矣當時天下誹風一變騷人墨客莫不景隨響應也初崎之好誹者是舊習而不知翁之雅正適翁之高弟去來子來崎住年餘主張門風於是我先生宇鹿子首繚然歸嚮列于翁有門爲巨擘焉崎之誹之有規者矩而到今守正者賴有先生也嗚呼翁于元祿甲戌孟冬十二日卒今茲癸亥得五十年矣哀慕之餘意欲圖報而先生亦歿則主盟誰也可勝嘆哉紗鹿等不顧不肖恭建菴珉以記年月區々孝恩永于將來云 寛保三年癸申十月

花見塚

花見塚ハ一の瀬庄現の櫻の本に建り豎長き石ハ花見塚と刻す里老のいふ今いふ馬場ハ昔並木の櫻數株あり花の頃此所に詠るに更に花とも見ぬを雲のかゝれるがことし因て地名も櫻の馬場といふとぞ

扇塚

扇塚といふは大徳寺天満社の下にあり

ものかきて扇ひきさく別れかな はせを

合戦場

(茂木村舊街道の上なり唐船石尙存す)

合戦場内上嶺の上茂木村街道也曠野平原にして遠望によろし昔は長崎氏營を設け兵を置きて邑中の固めをなせ其後春秋の二季大砲小銃の技術を見又は烽煙を撃試む所とし奉行出馬あり矢落廿八町に的を懸る又小島備前守塚唐船石といふも道の側にあり

○唐船石

足立正枝

花すゝきなみよる野邊の夕風にはしると見ゆる石のから船

茂木浦

茂木浦古昔は入江深ふして人家も稀也舊記に神功皇后三韓より歸らせ給ひて後此浦に來り給ふ時に川上より青菜の流れ來れるを見給ひ川上に人家あるへしと思召され浦の名を若菜浦と附給ふ又はモミ葉の浦とも附給ふと後これを茂木といふ也此浦の鎮守を八武者權現といふは皇后の武臣の内八人此浦に留り一室

草積夫人祠

(茂木村の内未考)

に同衾し給へりしか居所の狭きにより夜も席を同しうせられし故に又浦の名を群れ着の浦といひしを文字をかへて茂木浦とす
夫人祠は茂木浦草積野にあり夫人は龍造寺隆信の女也龍造寺氏は天正年中高來郡に在りて薩摩の軍と戦ひ對陣す此節所の漁人の女に逢ふて生む女也隆信はこの女のある事をえらす其後の一戦に隆信は戦死す夫より母も死し此女幼少にして身の倚る處なくこれを苦心して竟に瞽者となつて所々に流落し茂木浦に來る時に犬多く集り吠かゝり身に迫る事急なり里民これを聞き到りみれば今既に杖を以て犬を撃んとし又は石を投しなしたるまゝ、終に悶絶す里民種々介抱すれと遂に爰に死せり因て草積野に葬り祠を建草積夫人と謚す其後まはく靈を現する事あり祈るものは必らず驗ありと満願には小石を集て捧ぐ故に祠前小石累積す後又草積明神と改む

塔尾 (未考)

塔尾は茂木浦にあり唐人墓といふ此所は小丘の如くにして大樹の松あり三官といふ者の墓ありといふ何れの年か詳ならず山の名之より出つ此三官といふは唐譯士蔡氏の祖なりといへど不詳

月見臺 (茂木村の内汐見崎にあり)

月見臺といふは茂木浦汐見崎の出崎にあり汐見崎は又注連崎ともいふ月の影海面に移るに随ひ波浪の起るか如く連帶したるを月見臺より望むに海面に注連を引渡したるか如く又は布をばえたるに似たり布引月ともいふ又朝日の出るには遠近の山々に日光の映して雲端の朱をさしたるにことならず火の燃る勢ひをなす八月十五夜より九月中旬までの月は殊に清影なり

○八月十六日茂木看月

萬宗 (唐人觀興福寺)

清秋既月七年事。但覺今宵興更饒。初到不知山路遠。半途先見海灘潮。須臾風靜浪影穩。頃刻雲開天際遙。尙望玉輪山頂出。輝光萬里共迢々。

○茂木の月見に行

饒田 喻義

まめかさき天津少女かねりはへる波まにさらす布ひきの月

○八月十五夜茂木の浦に遊ひて

中島 廣足

空晴れてみちくる沙もはやさきのせとの波まにうかふ月影

立岩 (汐見崎を巡りて海中にあり)

立岩は茂木浦注連崎のうしろの濱より離れたる所にあり其岩海中に獨立し聳へ立たるに松あり昔は五鬣の巨松なりしか枯て後又生したるは常の松なり其傍に又双ひ立岩あり此中にも樹木ありて自らなる致景はさながら盆石を見るか如く實に奇勝の地也

太田 南畝

○立岩を見て

道榮濱 (大浦居留地之内下り松辨天橋の邊)

道榮濱は大浦郷にあり港内絶景の地にして松林の内に辨天の祠あり大村氏の領地也藩主より元譯官官梅道榮に遊息の地にして

幸天廟 (未考)
與へらる道榮の愛に居る事久し故に此名あり

幸天の廟は深堀村にあり祭神不詳爰に懐石城の世官の碑建り建
長年中山口某の神を祭るといふ寛永年中石鳥居を建額面に祈禱
と書す又異木あり最古より名付て阿膠木といふ高百餘尺樹圍數
連脈相付て交結し衆穴貫通す形奇魁にして堅く鐵のごとし枝
の半に根を生す葉は垂れて鋸目をなし薄くして厚大ならず是を
遠く望むに森々として長大也人皆關西第一の奇勝とす

桑姫墓

(稻佐竹の久保にあり尙存す)

桑姫の墓は稻佐竹の久保あり世に傳ふ桑姫は豊後國主大友宗
麟の女也阿西御前といふ(こは居所を以名とす)大友氏滅亡の後其
臣志賀某は長崎に來り稻佐に住す然る後に古主阿西方孤となり
倚る所なく人を頼むにも便りなくして哀に月日を過さるゝと聞
き志賀某より長崎に迎ひ取朝夕懇に給仕しける時に長崎奉行竹

中采女正重興(竹中氏は豊後府内城主長崎奉行に任す)此旨聞及び
酒時服米穀等若干贈らる其後阿西方病に罹り死去す因て其居所
竹久保郷に葬り塚を建桑木を植て墓の印とす是より桑姫と謚し
年毎の祭り怠りなし其後桑は枯て巨石一塊あるのみ也里民不敬
の事あれば必らず咎めを受るとて大にこれを恐る

昭威君祠

(夫婦川郷にあり里民長崎社といふ)

昭威君祠は夫婦川郷春徳寺下にあり即ち故長崎氏の裔にして長
崎織部亮といふ正徳三年五世孫僧元亨還俗して長崎君舒といふ
昭威君の墓の在る事を問之を修せんと數所を堀と雖も其墓を得
ず人に問へども知る人なし時に里民の子の十三歳なるもの痘を
患ふ犯されて父母にいふ昭威君の墓は我知れりど父母も始めは
信せされど數度に及ふ因て其事を札すにいはま巫を請し禮を厚
ふして神を際し恭敬を神いふ吾玄孫の意を感じいふへし又汝里
人等祭を怠らされば必らず幸を授けむと窺夢の在る所を告ぐ元

亭其教への所を得たり此地の昔昭威君の館の跡也東の方を改築し小祠を建つ里民是を神として祭る

○長崎織部亮平昭威君之墓誌

予嘗讀徂徠集載故長崎邑主昭威君之墓誌其略曰維正德三祀孟夏君之神降于邑初君之玄孫浮屠慧通夢黑雲之祥寤識其所求之而未獲也邑之童子有痘而顛者蓋偶之也凡請禱而後乃始獲其窹窹之所在於蔬圃中焉則禱之所夢處也邑人以爲神而祠奉之私諡之曰昭威君之神按狀君姓平氏諱爲英治承時內相重盛之裔也鎌府之衰政出大夫大夫以其同出自乎官重盛之孫俾掌其家政邑諸豆之長崎子孫遂以邑氏焉大夫之族又殲于元弘諱爲基者逃而之海西入肥之瓊浦以居之其後乃以氏邑焉君距爲基八世驍勇有智計善長鎗與其兄協謀而守之元龜天正之間與練早古賀深濶諸帥屢戰屢克孤立弗雄及豐王之大兵壓海西也海西諸帥望風納款君與兄獨私臣之兄去而依大村氏君留在邑以憤死云夫長崎之爲地

道仙云亂字上有數字

道仙云章須作黑老改否

也。在昔葦爾孤邑。著於今。爲海西要鎮。其始亦惟君之氏是係。則君之有功德於茲土。不亦大且偉乎。是不可以不傳也。後數年乙卯冬。予從事來于茲土。下馬訪其墓。且以碑質之不獲。越丙辰夏。周諮野老。獲之。夫婦川鄉矣。土封四尺。墳而不樹。蓋俗號神大明神。相傳長崎甚左衛門之弟。而掌其家政者也。就訪亦復得其墓誌。誌云。故長崎織部亮平昭威君。暨源靈懿夫人。內外宗親之棺。君暨宗親。舊葬於竹林之下。正德三年。癸巳三月二十日。丁酉。卜地東移。四月十一日。戊子。發塚。二十三日。庚午。改葬。先是。君三現其異。村老相議崇祀。私贈織部昭神之號。想是慧通等之所記乎。誌與碑頗相違。又以君爲邑主。然通在當時。能狀其事。亦必有說。夫君兄弟之有功德于茲土。固顯口碑。曷待金石乎。獨慨英雄湮滅。古蹟罔傳。今立石錄之。併叙物氏文。使茲土之人。永不。緩君之功德云爾。于時寬政八年。秋八月二十三日。江都近藤守章記。茗溪費晴湖書石。

○長崎織部亮平昭威君之墓 (東武近藤守重建)

織部亮平昭威君の墳墓は長崎村片淵郷道の側にあり元は古鎮守長崎氏の家臣なりし傳記世に傳らす威福寺の後なる所にあり此邊長崎氏の城趾といふ山あり城山などいへる山もありて所々に石垣などありていかなる猛勇の士たる事知る人なし今は只た芒々たる蓬萊と共に武名を千載に残すものかはと其古を思ひ出し只々拜するのみ

いさきよき名の花に出て苔のした

鳥

曉

ヒン嶼 (未考)

ヒン嶼といふは長崎より拾餘里松島の海を巡り少し許りの處にヒンといふ岩嶼あり寛文中の頃漁人舟を彼の島に寄せ岩の狭間に火を焼き其火を消さずして船出たるに其火岩の底に燃付焼る事三四年也晝はふすばり夜の火焔立昇りてみゆ其頃此邊くさくて舟を寄る者なし今のみな焼石となれり

鹿解川

(磨屋町鶴鳴學校側の小川をいふ)

鹿解川の磨屋町上の小川をいふ古昔諏訪明神は今の長照寺邊の山手あまします年毎の祭典には必らず鹿を此河にて解て神供に獻す故に此名あり

上ノ菴下ノ菴

(切支丹寺の支院なるか地所不詳)

上菴下菴といふは小島郷あり

上ノ門下ノ門

(未考)

上門下門といふは西山郷ありてこれ村長の屋敷なりしといふ

切支丹寺

(切支丹の跡本道寺春徳寺立山中學校長崎縣藤光永寺等也其餘不詳)

切支丹邪宗門之儀は元龜元年始て南蠻船長崎港に渡來し商賣を願ふ是より年毎に渡り來りて貿易をなすといふは名のみにして實は切支丹の邪宗を吾國に弘めんとすの巧み也此地の愚民を訛し種々の巧計をなす貧者又は金錢米穀を與へ病者又は醫藥を施し富る者には珍器寶物を送り或は因果應報の事を説き數千の人民を悉く邪宗に引入ける素より何の辨へなきもの共なれば各心を

傾け邪僧の下知も随ひ古昔より祭祀する神社佛寺残りなく破却し又は焼亡し悪意日々に増長す此旨豊臣殿下の上聞に達し邪宗を禁し其徒を悉く本國に追却し被仰付これ天正十六年也然れども商賈の爲に渡航するものは赦し置せ給ふ然るに彼等商人に紛れ渡り來りいつしか又元の如く内々邪宗を張行す夫より市郷の地も拾壹ヶ寺の妖廟及び支院を建ていづれも美麗なる事諸人目を驚すばかり也拾壹ヶ寺の内にて大寺といふはサンジュアン、今の本蓮寺の地にあり但浦上村を知行すトヲトノサンダ、今の春徳寺の地ヤドノ今の立山屋敷の地此貳ヶ寺は長崎村を分領す此外西役所の地に貳ヶ寺本博多町に壹ヶ寺今町に壹ヶ寺爐粕町に壹ヶ寺勝山町に壹ヶ寺桶屋町光永寺の地に壹ヶ寺十善寺郷に壹ヶ寺以上拾壹ヶ寺也支院は酒屋町にあるを、本クルスといふ爰は貧民に貨物を與ふる所錢屋といふは本古川町にあり爰は錢を與ふ處今クルスといふは櫻町にあり今の囚獄の地爰は米穀を與ふ處

なり又鳥の羽屋敷といふは兩上町の間にあり爰は邪民の集會する所にして特別に博奕の勝負所とす天正以來邪宗々門嚴禁たりと雖も如斯無斷絶終には大事に至らんとす因て慶長十九年七月江府より上使山口駿河守下着あり肥前佐嘉唐津大村平戸島原の諸侯に命し兵を出さしめて非常を守らせ長崎市郷にある右切支丹寺拾壹ヶ寺并支院共皆悉く破却し切支丹の本尊は五ヶ寺即皓臺寺大音寺正覺寺光源寺光永寺の寺中に埋め妖僧どもは本國に追却し再渡を禁じ若し押して渡來せしめば嚴科に處すべき旨申渡さる長崎町中に有之蠻種の男女長幼を論せず外國に流罪被仰付たり是より南蠻人通商及絶行す切支丹邪宗門之儀國禁之第一に被仰付

益田四郎屋敷 (不詳)

益田四郎は高來郡島原邪宗門賊徒の張本人寛永十五年刑に處せられ其首は長崎に渡し出島門前の獄門にかけ館内の南蠻人にこ

れを見せらる四郎は長崎濱町にて出生すと也屋敷も同町にあり
本皮屋町 (今の居所を中馬込といふ新平民の住所)

本皮屋町は穢多の居所をいふ也古昔は今籠町にて今の大音寺下
北比良といふ所にありしか慶長の頃より町々建廣まり穢多の居
所と里民の居所と接近し市民穢多と交る事の禁あれば慶長元年
北比良より馬込郷北瀬崎の地に移す享保三年又爰より今の地に
移さる

本乞食居所 (右同居所の地名を株杭原といふ)

乞食の居所始は眉嶽の西の麓北叟谷といふ處にあり其後馬込郷
の内穢多居所の續き地株杭原に移す株杭原は舟江といふ處の内
なり

火葬場

(火葬場大窪井馬込郷須井に在り
するを廢し高野平郷に新設す)

火葬場は元祿八年始て馬込郷の内字須井并伊良林郷の内字矢之
平の二ヶ所に建其後伊良林郷之内大窪馬込郷之内濱ヶ平といふ

死罪場

(舊時津街道四坂首塚といふ邪宗
塚南聖塚の二基破壊して傳らす)

處に建右之外猥に取建る事を禁せらる

死罪場は往古より馬込郷西坂にあり俗に首塚といふ當所は時津
大村の要路也罪惡の者を刑し梟首晒者等爰に出す寛永十五年南
高來郡島原切支丹宗門一揆の張本益田四郎を始め其餘三千三百
人の首を埋め塚を建是を有馬塚又は邪宗塚ともいふ同十七年呂
宋國船一艘渡來す此旨江府に及言上處上使加々爪民部少輔下着
南蠻船日本渡海致間敷旨先年申渡置處押て渡來回事たるにより
刑に處すへし一船乗組七十四人之内死闘に當りたる六十一人を
刑し塚を建是を南蠻塚といふ死闘に當らざる十二人は阿蘭陀船
歸帆之節便せしめ本國に追却せらる

傾城町

(寛永中小島郷丸山の地を開き遊樂
を建丸山町寄合町と町名を附す)

傾城町始め文祿年中筑前博多町之者傾城數人連れ當地に來り今
の古町桶屋町今博多町邊に家造りし南蠻人をはしめ諸人の遊所

とす其後町々建廣まり町中に傾城屋を置く事然るへからす男女の風儀を亂し宜からざるにより寛永十九年小島郷丸山の野地を開き傾城屋を引移す其後唐館出島に遊女を入れ外國人を慰し又諸人の遊息所とはなれる也此地の形勢を往時何人が撰せし青樓記といふ滑稽文あり

○青樓記

記者不詳

崎水縣思案橋陽有妓邑曰其地也稻荷嶽西帶古田原小島村二流望青龍山傍楠木本社分勝故曰山前構二重門後筑一帶堀青樓高懸格子廣張客廳涼亭舞臺花園泉甘而地肥人粹而心騷後塀設小角門不分晝夜迎新送舊朝顏夜絃沈沈焉鈍焉云々

○丸山に遊ぶ

百華園流芳

此の里はいつも春なる花の宴人の心も丸山の愛そ大手の二重門鎖して歸さしと夜を盡とも萬燈の光り輝く高樓にのほりくて詠れば朱の玉垣稻荷嶽いつも狐のもの狂ひ酒池肉林

の仙境のよそにはあらし五十年保つ命の洗濯に洗らひすこして山吹の花のいろ香も散はて、猫も杓子も逃出し八ッ尾の狐の尾崎よりともす火かけはくらけれと道をたぞればこれやその名にし負たる思案橋思案工夫もいていこそ河風寒く身にしてみてすたゝかへるわか宿に

○前磨山賦

支考

(磨山は丸山なり在肥長崎歌舞地也)

七月十日けふは貳万五千日の功德とかや殊に女心の頼みおける物語の日なるへし此津の遊女どもの人も見追風に心ときめさせられて花すゝきなひさあひたる物へは男山もあたになてりどみゆらんかしさるは浮艸の世にうかれて身をあたなりと見る人はいかにあたならむ今更あたりたるものねもひはなけれと左右の翠簾こしのそかれて顔をおきどころなからむこそうたておもはるれ禿といふものゝ何心なくて茶漬喰たしとね

もへるもいかなるあた人には馴てもねもふこともならひて
んとこれさへ哀におほへらる

草はなの名にたひ寐せむ禿ども

○後磨山の賦

去 來

十月八日はとふとき誓ひありてちかき山寺に佛おかまむこそ
この遊女どもの月まうてするなりもろこし舟も入つとふ凄
なれば浦人のけしきさへさわきて秋風の柳にふれては葛の葉
の恨み顔に磁邊の鴈の大空に吹なされてそゝろに人をれもひ
驚くならむ夫か中にもはかなき世を契りもろどもに苦の下に
あらぬ心さへどりそへられてかなし見渡したる人々のをのか
國ひぬきにものくらへて遊はむも難波のうらのあしきさまに
いはぬをどひたすらにあまの子のあさましとのみおもひあな
つりて都の商人も手袋ひゝきたるためし多しとかやかゝる事
などいひいたるへき事のはどにはあらぬを東花坊にこのなか

ゆの賦つくりたりとはのめかされて終ゝ後の賦のぬしとはな
り侍りける

いなつまやこの傾城どかりまくら

○丸山花月樓なる鶴の枕は彼の楊貴妃が遺物なりといひ

傳へけるに

半顔居士

兎や角と誰れくちはしを入るゝへき千年前の鶴の小まくら

長崎地名考

安永田藏版

